

平成30年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成30年 6月19日（火）

午前 9時55分 開 議

午後 2時43分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	館 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君	監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君	企 画 課 長	稲 井 健 二 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次 長	菊 田 健 二 君
書 記	壽 永 美 和 君	書 記	池 田 茂 喜 君

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 皆さん、おはようございます。会派みどりの木下です。通告順に従いまして、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、子育て世代包括支援センターの設置内容について

まず、第1番目、市長の基本姿勢であります。子育て世代包括支援センターの設置内容につきまして伺います。本年の10月に開設を目指している子育て世代包括支援センターの具体的な計画内容、人員体制、進捗状況などについて伺います。また、現時点において問題点及び課題などの把握についても伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。子育て世代包括支援センターについては、10月の開設に向けて準備を進めているところですが、滝川市では健康づくり課で行っている母子保健業務のうち、妊婦健康相談、乳幼児健康診査と相談、子育て応援課、子育て支援センター、家庭児童相談室で行っている育児相談、ひとり親家庭等相談、家庭児童相談など、それぞれが行っている相談窓口を保健センターに集約し、連携する中で、現在行っている母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供することにより、子育て世帯がそこに行けば何でも相談できるような環境をつくっていきたいと考えております。体制としては、保健師である母子保健専任コーディネーターと保育士である子育て支援専任コーディネーターを増員配置し、相談の受け付けや適切なサービスを選択し、利用できるように支援プランを作成し、健康づくり課と子育て応援課の各サービス担当者が連携してサービスを提供するということを考えております。実施に当たりましては、コーディネーターの対応方

法や支援プランの内容、母子保健と子育て支援業務の流れ、事務や相談スペースの配置などについて検討を進めており、設備的には相談用のカウンターの設置、電話やLAN環境の整備が必要となりますが、改修工事は行わず、現在の保健センターの環境を活用していきたいと考えております。課題としては、子育て応援課の移動に伴い申請手続の流れが変わりますので、住民票異動に関する手続やあいたスペースの利用のほか、利用者の不便にならないよう対応方法についてさらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 再質問なのですが、先ほど部長が住民票の異動に関する手続について検討するということを申しましたが、今の現時点でどのように検討というのですか、住民票の異動に来たときにどのような対応をすることを今考えているのか、今の時点でよろしいから、伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て応援課の移動当初につきましては、市民課からの出生届の流れ等にも関連してまいります。その際、移動の当初しばらくの間は、例えば詳細な説明を要する世帯、お母さんであれば、保健センターのほうから人員を配置して、その相談、混乱のないように対応したいと当初は考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

◎2、産業振興

1、丸加高原の今後の展開について

○木下議員 それでは、2番の項目に移ります。産業振興、丸加高原の今後の展望につきまして伺います。丸加高原においては、株式会社マツオによる羊の飼育や丸加高原伝習館を活用した株式会社JCUによるワイン醸造施設案など、民間事業者による産業振興の展開が見込まれており、非常に期待しているところです。今後市として、短期的に丸加高原の産業振興を進めるために市の予算を投入するなどの考えがあるのか。また、丸加高原での展開、構想についての市長の考えを伺います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 丸加高原の今後の展開について答弁をいたします。

既に事業が展開されております株式会社松尾めん羊牧場につきましては、ひつじの館を活用いただき、飼育も順調に進み、滝川産羊が出荷され、加工、流通も行われていると伺っております。株式会社JCUにつきましては、100パーセント出資の子会社を本市に置き、市内でワイン醸造用のブドウ栽培及びブドウ苗の生産とワイン製造、販売を行う運びを伺っているところであり、丸加高原伝習館を活用し、ワインの醸造施設等を展開する計画を検討いただいているともお聞きしております。いずれも丸加高原における既存施設を有効活用していただくということで、市といたしましても木下議員同様大いに期待をしているところであり、今後の支援策につきましては具体的な相

談を受けた段階で検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、今後の丸加高原における事業展開並びに構想につきましては、丸加高原を会場として本年4回目を迎え、全道、全国から毎年参加者がふえている江部乙マラニックや10万5,000人の方々が訪れる菜の花まつりのイベント会場並びに江部乙丘陵地のフットパスのコースなどになっていること、また道内外はもとよりインバウンド観光客が増加していることから、このようなイベント等を継続するとともに、民間の力をおかりし、丸加高原全体のさらなる魅力アップを図り、交流人口をふやしていきたいと考えているところでございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 市長に伺いますけれども、丸加高原全体のステーションの関係なのですけれども、産業振興も含めながら、観光も含めながら、何回も私も質問していますけれども、今後丸加高原をどのように構築していくのか、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの木下議員の再質問でございますけれども、丸加高原につきましては今までいろいろとお話を聞かれたりとか、お話しさせていただいているところでございますけれども、何をやるかというのは市が具体的にみずから行うものではなくて、民間の力等々をおかりしながら事業展開等が行われればよいという考えを持っております。やはり観光が主体であるというところもありますけれども、それ以外のことも今進められているわけでございますので、「日本で最も美しい村」連合を初め、江部乙地域の皆さん方のご要望をよくお伺いしながら、そのようなものを誘致できる範囲で努力してまいりたいと思っておりますし、みずから行うという方が江部乙にいらっしゃれば、その応援をさせていただければというふうに考えている次第でございます。今具体的に何かを進めるという構想は持っておりません。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 これで終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。会派清新の関藤です。通告に従いまして、教育行政について質問をさせていただきます。

◎1、教育行政

1、コミュニティ・スクールと本市の教育行政について

まず初めに、コミュニティ・スクールと本市の教育行政についてでございますが、この制度につきましては平成16年に始まり、平成29年度から設置が義務化されたことと思います。平成29年度の時点では全国の設置自治体は10パーセント程度、また北海道におきましては2パーセント前後でありましたが、今年に入り全道の自治体で設置がされ始め、また本市と同様に今年度を調査期間として、次年度設置に向けて調査研究を進めている自治体もふえております。本市においては、

調査研究の段階でもありますので、この制度を次年度実施するに当たって、その概要と若干意見を述べさせていただきながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の概要、そして既存の制度との違い、また重複する事業内容と思われる事業についてお尋ねいたします。

○議長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのコミュニティ・スクールに関するご質問にお答えしたいと思います。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校を進めるため、議員がおっしゃられておりましたように平成16年度に制度化されたものですが、昨今の急激な少子化の進行や子供たちを取り巻く課題の多様化、複雑化などを踏まえ、地域総がかりで子供たちを育む学校と地域が連携、協働する新たな仕組みづくりとして、平成29年4月より設置が努力義務化されたものであります。ご指摘のとおり、これまでも学校と地域の連携はさまざまな形で進められてきましたので、既に取り組んでいる類似した事業もございます。その一例としては、学校の取り組みや活動を保護者や地域が評価する学校関係者評価委員会がございます。また、学校の教育活動をボランティア支援する仕組みとして学校支援地域本部事業があり、水泳やスキー授業、田植え学習などの場面で地域の皆様にご支援をいただいております。ほかにも、外部講師として部活動をサポートしていただいたり、食育の面では生産者の方々にお話をいただくこともあります。コミュニティ・スクールの導入では、こうした既存の取り組みと重複した事業を新たに進めるのではなく、既にある仕組みを土台として取り組んでいくイメージを持っております。いずれにせよ、どのような仕組みにしていくかはこれから関係者の皆様と検討を重ね、平成31年度の導入を目指していききたいと考えております。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、若干再質問させていただきます。

今ご答弁でもございましたように、重複する制度として学校関係者評価委員会、これは平成19年度から、学校支援地域本部事業、平成20年度から、また学校評議員制度、これが平成12年度から始まっているものと思います。いずれにしても、地域の皆さん、そしてまた保護者がかかわってくるような制度となっておりますが、特にコミュニティ・スクールでは地域住民、保護者がさらに学校運営に踏み込んだ意見が述べられるというような制度になっているかと思います。既にある制度として、ご答弁でもございましたが、類似しているものがあるということでございますので、ぜひこのあたりは精査をして進めていくということについてもう一度見解をお尋ねいたします。

また、次年度の導入を目指して関係者との検討も重ねていきたいというようなことでございましたが、その関係者というのはどういった方々を関係者として位置づけているのかお尋ねいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

制度の導入に当たりましては、既にある仕組みを土台として再構築していく考えでございますので、関藤議員がご指摘されたとおり、制度として重複してくる部分につきましては精査をし、学

校はもちろんのこと、ご支援いただく地域の皆様にも過度なご負担にならないように配慮していきたいと思えます。

2点目の制度を検討していただく関係者の人選につきましては、保護者や学校関係者、町内会など地域の団体の方々を想定しておりますが、ほかにも学識経験者や学校とのかかわりのある方々にご検討いただければと考えております。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、2点目に入らせていただきます。続きまして、この制度の内容について若干お尋ねいたします。コミュニティ・スクールの制度導入の考え方についてお尋ねいたします。

まず、1点目、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正では、複数校で1つの協議会の設置が可能となっておりますが、本市の考え方についてお尋ねいたします。

2点目は、教職員の任用について、教育委員会規則に定める事項については教育委員会に意見を述べることができるとされておりますが、教育委員会規則についてどのようなものかお尋ねいたします。

3点目として、コミュニティ・スクールの設置にコミュニティ・スクール推進員の派遣は検討されているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 制度導入の考え方ですが、これから検討していくものですので、現時点では可能性として答弁させていただきます。

まず、1つ目のご質問ですが、学校運営に関する評価や支援方法の検討を担う学校運営協議会の設置は、学校ごとに設置することもできますし、ご質問のとおり複数校をまとめて1つの協議会を設置することも可能です。今回委員の構成や運営方法など協議会のあり方を検討する中で、複数の協議会において同じ委員が重複することを避けたり、学校の負担にならない効率的な協議会運営を考えたとき、例えば中学校区ごとに1つの協議会にまとめて設置するということも考えられると思えます。

2つ目のご質問ですが、学校運営協議会制度を導入する際に教育委員会で設置規則を定めることになりますが、その中で協議会の役割を規定することとなります。法で決められた必須条項としましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するという役割があるほか、任意条項としましては、ご質問のあった教員の任用に関して委員会へ意見を述べるができるというものもあります。ただし、この点につきましては任意条項でもありますので、規則へ盛り込む必要性について検討してまいります。

3つ目のご質問ですが、コミュニティ・スクール推進員、コミュニティ・スクールマイスターは、文部科学省から委嘱されたコミュニティ・スクール制度導入に当たって教育委員会や学校関係者へ指導、助言を行う専門家のことですが、今後導入に向けた検討を進めていく中で必要性が出てくることありましたら、文部科学省では派遣事業を用意しておりますので、制度活用も考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 2点ほどお尋ねいたします。今ご答弁のあった①と②について再質問させていただきます。

まず、①につきましてですが、本来であれば1つの学校に1つの協議会を設置するというのが望ましいのかなと思いますが、では現実的にどうかというと、協議会の構成員として地域住民、また保護者の参加を求めるということになりますので、これは地域的なことを考えていくと、できる地域、またできない地域などがあるので、なかなか困難なのかなと私も思います。中学校区ごとの設置を考えた場合においても、構成員につきましてはどのように考えていかれるのか、再度お尋ねいたします。

また、2点目の教員の任用については、任意事項として検討されているということでございます。私は、教員の採用、不採用ということに関してではなく、保護者から特に力を入れてほしい、例えば部活の問題、それからまた英語が教科化になったことで、英語が弱い学校とか、また全国学力調査などもございます。その結果から見て、うちの学校はちょっとこの点が弱いなというようなことを考えた場合に、保護者から特にこういったところに力を入れていただきたいという意見を聞くという場において、②の教員の指導力のある先生方の配置の要望を聞くという形で目的に盛り込んでいくべきだと考えますが、再度お考えをお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、1つ目のご質問、協議会の構成員に関してですけれども、仮に中学校区で協議会を設置した場合の委員構成についてですが、基本的には各学校に設置する場合と考え方は同じであり、保護者や地域住民、学校関係者など地域事情や学校事情を踏まえた上で人選すべきと考えております。イメージとしましては、既に各学校において組織されている学校関係者評価委員会をベースに委員構成を拡充していくことになろうかと思いますが、いずれにせよ学校と地域がうまく連携していけるよう、地域事情を勘案し、委員構成を検討してまいりたいと思います。

2つ目の教員の任用について意見が述べられるという点に関するご質問ですけれども、先進的に取り組まれているまちの状況をお伺いしますと、特定の教員の異動に関して意見が述べられるという誤解が委員側にも学校側にも起こり得るというお話もあり、十分な検討や説明が必要であると考えているところです。ご指摘のとおり、学校が力を入れるべき分野についてご意見をいただくということは制度の趣旨からも歓迎すべきことと思いますので、ご質問の趣旨を踏まえ、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは次、3番目に移させていただきます。

コミュニティ・スクールの多分本丸なのかなと思います。今までの形と違って、地域住民、保護者が積極的にかかわるということでございますので、学校教育に対し学校、保護者、地域住民が連

携するということは今までも言われてきました。地域住民の参加と業務内容についてはどのように考えられているのか。また、地域住民参加は学校運営、教育活動に対し教育委員会、学校長に意見を述べることができるとされております。この枠組みに民間の教育団体等の参加も検討すべきでないかと考えますが、ここでいう民間教育団体というのは、一般的に学習塾とか言われますが、それも含められますが、それ以外の例えば地域の育成会の役員の方々とか、また民間でお子さん方を預かっているような団体等も含みます。このような団体の参加も検討すべきと考えますが、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 地域住民による学校の教育活動への支援、参加につきましては、現在でも学校支援地域本部事業などで行われている水泳やスキー授業、田植え学習などへの支援がベースになっていると思いますが、学校のニーズと地域が協力できることのマッチングにつきましては、まさに学校運営協議会が設置された後に協議会の中で議論されていくことがこの制度の狙いとなります。例えば他の地域の事情としましては、町内会と学校が連携し、合同で避難訓練を実施するなど、地域の要請に学校が応えるといった取り組みもあるようです。また、協議会の大きな役割の一つに学校運営の基本方針を承認するということがありますが、専門的な見地からご意見をいただくとすれば、ご指摘のとおり委員構成に教育関係者に加わっていただくことも考えなければなりません。ほかにも、学校や地域事情を踏まえ、地域と学校が連携していくにはどのような方々に参画していただくかは今後十分に検討してまいります。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 よろしく願いいたします。

それでは、続きまして4点目、このコミュニティ・スクールについて最後に、文部科学省からはさまざまな教育制度の導入というのが各教育委員会に求められております。そのような中で、地域の実情に合うもの、合わないものなど、いろいろな事項があると思いますが、本市においてはこれらの先ほど重複する事業等々もご答弁いただきましたが、これらを一度総まとめに見直しをして、本市として、この地域としてふさわしい中身のある事業内容にしていくために、市独自の教育制度ということでつくり上げていくということについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 これまで文部科学省から提示されてきたさまざまな制度につきましては、本市においてもその必要性に応じて導入してしてきたところです。このたびのコミュニティ・スクールにつきましても、設置が努力義務化されたものですので、平成31年度の制度導入に向けて準備を進めておりますが、学校にとって新たな負担とならないよう、また子供たちにとってよりよい教育環境を提供できるような制度にしていきたいと思います。

コミュニティ・スクールにつきましては、地域の実情に合わせて仕組みづくりを行える柔軟な制度でありますので、スタートアップに当たりましては余り無理をせず、段階的によりよいものにしていくという考えのもと、これまで取り組んできたものをベースに再構築してまいりたいと考えて

おります。また、市独自の教育制度を確立させるという点におきましては、一方で財源の確保も大きな要素でありますので、国や道の制度をうまく活用しながら、滝川市の実情に合った取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 段階的によりよい制度にしていきたいというご答弁で、ご理解させていただきました。ただ、最後のご答弁の中で、本市独自の制度を確立していくためにいろいろなものを構築しながらというご答弁だったかと思いますが、本市独自で教育制度というのを何かつくり上げていくために財源確保が必要だというご答弁をいただきましたが、例えば具体的にその制度を構築していくのにどのようなところに財源というのがかかってくるのかということを1点まずお尋ねいたします。

そして、最後に、この制度が平成16年から始まり、平成29年度義務化になるまで、各自治体で全国で先ほど冒頭に申し上げました10パーセント前後、北海道では2パーセント前後の導入しなかったということは、多分いろいろな課題を含んでいて進まなかったのだろうと私は判断しております。そういった中で、29年度義務化になったことで今年度から各自治体、近隣市町村でも進んでおります。ただ、試行錯誤、模索をしながら進めているというのは他の自治体でも同じような現状でございます。そういった意味で、滝川市独自の教育制度をつくり上げていくという私なりの考え方というのがございますが、ぜひ再任されました教育長にも段階的に本市独自の教育制度を確立していくという考え方についてご答弁いただければと思います。

以上です。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、私のほうからは1点目、どのようなところに財源が必要かということの答弁をさせていただきたいと思います。これまでの取り組みを再構築し、コミュニティ・スクールの制度設計をすること自体に特別な財源は必要としませんが、新たに設置された学校運営協議会で議論を重ねていく中で、例えばそこで企画立案された支援活動を具現化していくということになれば、その活動費が必要となりますし、また専門的な人員の配置が必要になれば、それに伴う予算の確保が必要であるとの思いから答弁させていただきましたが、こうした財源を伴うものに関しましては国や道の制度をうまく活用できればと考えております。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 私のほうから独自の教育制度という部分の質問について答弁させていただきます。

10パーセント、近隣でも模索というお話もございました。制度を始めても、先ほど来お話ししているとおり、それぞれ地域事情によって、できている制度自体というか、コミュニティ・スクール自体が一樣ではございません。基本的に言われているのは、学校支援、地域支援、そして学校運営。ただ、どうしてもスクールガバメント、学校運営部分の視点がなかなか、無視までもいかないのですけれども、余り重視されていないということが今になっていろいろ問題視されてきているというふうにも聞いています。そういった中で、いろいろ検討を重ねることがもっと必要だというこ

とで10パーセントにとどまっているのかなと。そういった部分を解決するためには、先ほど来地域事情というお話してはいますけれども、滝川市内であってもやはり地区によって一律ではございません。それぞれの地域に特性もあれば、いろいろそれぞれの持った事情もございます。そういったものを把握し、そしてそれぞれの解決を図ることが私としては独自の教育制度につながっていくのではないのかなというふうに思っております。さまざまな手段については議員さんからご助言いただいたものを参考にさせていただきながら、今後さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 よりよい制度にしていきたいと思います。

終わります。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

その前に、6月18日に発災の大阪での地震、震度6弱の地震で、ここでは小学校のブロック塀が倒れて、その下敷きになって9歳になる女の子が亡くなられたということで、大変痛ましい事故が発生しております。滝川市においては、もう一度点検をしていただいて、このような事故が起らないように十分お願いしたいなと思っております。

◎1、安全安心なまち

1、危険空き家対策について

2、エレベーターのない市営住宅の高層階（3階～5階）に住む高齢者対策について

3、高齢者・障がいのある方の粗大ごみの搬出支援について

それでは、1つ目、空き家対策について伺いたいと思います。空き家対策はかなり前から問題になっておりまして、滝川市においては空き家等の適正管理に関する条例というのを全道の市町村に先駆けて制定したという経緯がございます。その中に行政代執行も盛り込まれているということで、かなり注目された条例でございました。それで、今回は、その空き家の中でも特に特定空き家というのが存在しますけれども、特定空き家は滝川市においてはどの程度の数があるのか、まず伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 おはようございます。三上議員さんの特定空き家に関するご質問です。

特定空き家と認定した件数ですが、ことしの3月末時点の累計で91件ありました。うち解体、修繕など解決したものが60件、残り31件のうち現在まで解体等の意思表示を示していただいたものが18件ありまして、13件はまだちょっと方向性が見えていないものがあります。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 91件あるうち、残りわずかなのでしょうけれども、先ほどの地震の関係もありますけれども、ぜひ特定空き家の管理はしっかり持ち主にしていただかなければいけませんけれども、次の質問なのですが、特定空き家に認定されると固定資産税の6分の1あるいは3分の1という特例措置が外れてきます。そのような特定空き家というのは、やはり今後ふえ続けるだろうと思っております。そのことに対する先を見通した見解というか、まず伺っておきたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 滝川市では勧告する前に特定空き家を解決するように努めておりますので、現時点においては勧告を行った特定空き家というのはありません。固定資産税の住宅用地特例が外れるというのは勧告に至った場合ですので、まだそういったものはありません。しかし、今後は老朽化ですとか、大雪の影響により状態が悪化し、勧告を行わなければならない事態も考えられます。できる限り早期に解決を進めたいと考えておりますし、今後も引き続き定期的にパトロールを実施し、飛散や倒壊等によりほかに危害を及ぼす状況がないかを確認し、安全確保に努めるなど対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 勧告を行った件数はございませんということなので、固定資産税が上がる状況には今ないということだと思います。ただ、持ち主にしてみたら、もう住まなくなった空き家を解体して更地にするとなると150万円から180万円という大金がかかってしまうのです。であるならば、固定資産税が多少上がったとしてもそのままにしておきたいという心情というのがあると思いますけれども、こういうような方についてはどのような対応をされますでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 危険な建物に行政として手を加えるということですが、個人の財産について、法律はありますけれども、安易といいますか、手を入れる場合は慎重に対応すべきだというふうになっております。現状は法の範囲内で考えておりますので、指導、助言、その後対応されない場合は勧告、そして何らかの命令、最後にそれでもいかならない場合には行政代執行という手を踏んで対応していかなければならないと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 行政代執行に至らないまでの市の努力というのが必要になるのだろうと思います。

次の質問なのですが、特定空き家の所有者が今後お亡くなりになり、その物件を承継する、継承する予定の法定相続人が相続放棄をした場合、どうしても危険だ、この家屋は解体しなければならない。そういう解体あるいは除去費用、これはどのようにしていくのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 法定相続人から相続放棄されたもの、これは特定空き家に限りませんけれども、民法第940条によりまして、その放棄によって新たに相続人となった者が管理を始めることができるまでは引き続き管理を継続しなければならないとなっておりますので、民法上はそれまでの間は引き続き管理する義務があります。現実滝川市内において相続放棄された特定空き家等があつて、

解体しなければならないという状況になっているものはありませんけれども、もしそのような状況になった場合には、解決方法としてはやはり行政代執行になることが想定されます。解体、除去費用については、法定相続人に請求する場合、あるいは家庭裁判所に申し立てを行い、相続財産の管理人を選任する制度を利用して、そちらに請求することになると思いますけれども、こうした場合も先ほど答弁させていただきましたとおり、慎重に行っていかなければならないと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ということは、最終的には行政代執行という形で市民の皆さんの税金を使って除去、解体するということになるのでしょうかけれども、そうなった場合は最終的に、今の説明ですと請求するところはあるのだと、だけれども実際は支払われないということになると、税金をそのまま投入し続けるということになりますね。

それで、次の質問に移りますけれども、その前にももちろん市としては努力されると思います。そういうことを少しでも防ごうとする近隣自治体もあります。例えば赤平市は除去するのに補助金を出したり、あるいは砂川市も特定空き家をつくらないための助成制度もございます。滝川においては現在ないのです。ところが、滝川の場合は広域消防を抱えている中心のまちでございます。そういったことで、他市に先駆けて、将来起こり得るそういう危険な空き家対策というものをほかのまちに示していかなければいけないということも考えられますけれども、副市長、どうでしょうか。広域消防を抱える滝川市、こういう危険家屋をふやさないための何かお考えはないでしょうか、伺っておきます。

○議 長 副市長。

○副市長 今三上議員さんがご心配されることはもっともだと思っております。国でも空家対策等特別措置法に基づきまして、さまざまな自治体が空き家対策計画とかを立てて、国の補助とか道の補助とかをもらっているところもあります。ただ、それについては、三上議員も既にご存じだと思いますけれども、それについては空き家を活用するですとか、取り壊して公共的に使うですとか、そういう部分についての補助はございます。ただ、昭和56年の新耐震前の取り壊しについて補助を出しているところもございますけれども、これにつきましては滝川市として、広域として特定空き家を出さないことを前提にまちづくりを進めていって積極的に関与するか、それとも、先ほどおっしゃっていました当然市民の税金でございますので、そういうものを投資していけるのかと、さまざまな問題があるというふうに考えております。これについては、どういう方向性にいくかということは慎重に判断していかなければならないのですけれども、三上議員さんのおっしゃっている内容については十分私も理解はしていると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問になります。

エレベーターのない市営住宅のいわゆる高層階、3階から5階に住む高齢者対策について伺いたいと思います。現在市営住宅では、オイルサーバーが設置されている住宅というのはございません。市営住宅に住む高齢者の方から言われておりまして、以前は灯油の供給業者が上まで供給してくれたと、最近は1階、2階までだと。これは、入居した当時は自分自身も若かったけれども、20年

住む、３０年住むともうかなりの年になって、なかなか１８リットルのタンクを下から上へ運ぶのが大変なのだという要望というか、何とかしてほしいという要望を受けました。それで、このような現状について滝川市としてはどのように考えているのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 階段室タイプの団地で３階以上への直接給油につきましては、一部の業者が行っていましたが、現在市内では１社のみが加算金を徴収して上階まで配送を行っております。昨年度策定いたしました滝川市公営住宅等長寿命化計画では、検討の結果、障がいを持たれている方の負担を減らすべきと考え、障がい者世帯向け住宅である新町団地についてはオイルサーバーを設置する計画としております。しかしながら、それ以外の住宅において現在可能な対策としましては、住みかえによる対応と考えております。本来公営住宅の住みかえは認めておりませんけれども、年齢や身体的な問題、また世帯状況の変化などで現在居住している団地に住み続けることが困難となった方につきましては、一定の条件を満たすことによりまして別の団地に住みかえすることも可能としておりますので、ご相談いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今の部長の答弁では、困っている高齢者、そういった方々には住みかえで対応していきたいというお話がございました。住みかえするにしても、あきのあるところでないと住みかえできないですね。今現在入っている方に、こういう高齢者がいるから上に移ってもらえませんかということにはならないですね。そういうときはどうするのでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまご質問ありましたように、そのとおりでございまして、全て入っている中では、空き家のところに強制的に入れることはできません。ただ、その中で、滝川市内の公営住宅につきましてもいろいろあいているところもございますので、そういったところを優先的にご紹介をしていく、そんなことで考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私の今回の質問は、ついでにない市営住宅にオイルサーバーを設置しなさいという話ではないのです。今そうやって困っている方々に対して何らかの対策をとっていくべきだろうと思っております。そういったことで、公営住宅の長寿命化計画というのをつくられております。それに先駆けてパブリックコメントを公募しております。その中には、パブリックコメントでも１１件しかなかったみたいですが、そのうち半数以上が灯油に関する、オイルサーバーに関する要望というか、があったのです。ところが、３０年から１０年間かけての公営住宅の長寿命化計画、この長寿命化計画には、オイルサーバーに関することというのは、新町団地でやりますというのは前回の議会でも聞きましたので、入っているのだらうと思いました。ところが、一切触れていないのです。ですから、私は、恐らく財政的にも難しいので、オイルサーバーを設置しなさいということではなくて、業者の皆さんのご協力をいただきながら、そういう高齢者のところに配達できるよう

な環境づくりを進めてほしいのですけれども、この考えについてはどうでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの再質問、三上議員さんのほうからハード的な部分を要求しているわけではなくて、ソフトのところの部分の質問でございますというお話でございました。私どもにつきましても、階段室タイプの団地について設置要望があるということは重々認識しているところでございます。そのことから、ハード対応のみならずソフト面での対応を含めまして、今後課題として勉強していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そんな悠長なことは言っていられないのですよ。高齢者は一年一年大変なのです。何年生きられるかわからないと本人が言っております。ですから、いち早く何とかしてほしいという声なのです。そういう声に副市長、どのように応えていきますか。

○議長 長 副市長。

○副市長 議員さんのご質問ですけれども、今うちも指定管理を滝川ガスさんに出しております。その中でできること、できないことはあると思うのですけれども、うちの指定管理ですから、当然灯油を運ぶということにはならないというふうになってございます。ただ、指定管理者として、もしかしてお金がかかるかもしれませんけれども、そういうことができるかどうかというものを含めて指定管理者とお話をしていきたいと思っておりますので、この場はこれでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 公営住宅の指定管理者も少ない人員の中で大変だと思います。だから、そういうサービスをつけ加えるようにしたら、やはりお金をその分出していかないでだめですよ。そのことも含めて検討していただきたいなと思います。

次の質問ですが、高齢者、障がいのある方、こういった方々が粗大ごみを出すときに大変なのだという声がございます。それはどういうことかということ、今ステーションに粗大ごみを持っていきます、一般の方々は。家の中から粗大ごみをステーションまで出すのが大変なのです。そういった高齢者や障がいを持っている方に対しての支援制度というか、それを考えてほしいなと思ってます。支援制度というのは、お金を助成するということだけでなく、例えば戸別収集できるような体制、それは当然申し込みが必要です。ある程度申し込んで、いついつ、この日に伺いますというような戸別収集。粗大ごみに関しては戸別収集できる、そういう支援制度を考えていただきたいのですが、このことに対する見解を伺いたいです。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 粗大ごみの搬出の負担ですけれども、滝川市では高齢者や障がいのある方のためだけではなくて、市民の皆さんの負担の軽減をするために、ステーション方式ではなくて自宅の前にごみを出していただく戸別収集という方式をとっております。しかしながら、ご自身で粗大ごみなどを搬出できない方というのは、三上さんの質問にもありますし、そういう場合に民間事業者

等に依頼して費用をかけて搬出されているというふうに従っております。支援策について、ごみの担当の所管としてもちょっと検討させてもらっているのですが、収集の一環としてやるとすれば、多分収集コストの大きな増になるのではないかと、あるいは民間に依頼する場合に一定の補助を出すとしても補助支出の増となるということで、現時点でこういうのはちょっと無理かなというふうに考えたところですが、今ご提案のありました戸別収集というものも、別に多分設計をして、大きな負担増といいますか、支出経費増になるかと思うのですが、コストのかからない方法があれば検討していきたいと考えています。現状では引き続き、申しわけないのですが、民間事業者のサービスをご利用いただいたり、ご親戚やご近所の方にお手伝いをお願いするなどして対応いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 実際のところはステーションまで皆さん運んでいますよね。私は一般の方の話をしているのではないのです。高齢者、特に80、90になる高齢者でもひとり暮らしの方がいらっしゃいます。そういった方々は、最近よく聞くのですが、生きている間に要らなくなった、不用になってしまったたんす、そういったものを処分していきたいのだという話がありました。今業者に頼めばいいだろうという話ですが、確かに業者に頼めば済みます。家の中まで、部屋の中まで入ってきてくれて、それを持ち出して、そしてリサイクリンに運ぶというような形になるのかなと思いますけれども、そうではなくて、高齢者、障がいのある方、この方々に、月に1度でもいいです。全市的に回る。部屋の中まで入ってもらう戸別収集の制度をつくったらどうなのかなと思うのです。市長、副市長、首をかしげておりますけれども、考えてみてください。戸別収集、そういう時代になりますよ。子供たちが近くにいれば、子供に頼んで外に出すことはできます。ところが、近くに子供がいなくて暮らしている人もたくさんいらっしゃいます。どうでしょうか、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 戸別収集という考え方はきょう初めて聞きましたけれども、非常にいい考え方だなと正直思って聞いておりましたが、行政コストをどこまでふやしていいのだということは我々としてはやっぱり一番懸念しています。市民の皆さんがそのために例えば税金をふやしていい、あるいは使用料、受益者負担を大幅にふやしてもいいのだということがあれば、それに伴うサービスを拡大するということは可能だと思いますけれども、今滝川市においてはどこの部門も必ずしも十分な予算措置があるわけではないと思っていますので、その部分に対して例えば税金をふやすですとか、受益者負担をふやすということは余りバランスのいい形ではないなと思っています。もう少し我々がちゃんと考えて対応策を考えていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 これ以上言ってもあれなのでしょうけれども、そういう話をすれば、金がない、金がない、何もできない、できない。それでいいのですか、市長。金がないのはわかっていますけれども、それが滝川市政を運営する市長ではありませんか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの次長の答弁は、金がないからできないというお話ではなくて、お金を有効に使わなければいけないということでございまして、税金の使い道に対していろいろと考えている中での答弁だと思っていただきたいと思います。今三上議員から高齢者の皆さん方、障がい者の皆さん方のお話がございました。最近終活というのがかなりはやっているようでございますので、そのために処分をしたいという方はいらっしゃると思います。それをごみとして見るのか、私の近くにある会社がございますけれども、そこは室内に入ってきて、財産としてそれをちゃんと買い取っていただけるという方もいるわけでございます。そういう考え方もある。全てをごみだと考えないで、それをある程度の物であるというふうに考えることもありますので、幅広い考え方の見地から、いろんな民間の業者さんのお知恵もおかりしながら、どのような形になっていくのかということを私どもも考えていきたいと思います。ただ、三上議員がおっしゃるように、そういう要望が高いというのが実情だと思いますので、内部でまたしっかりとそれを検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 後ろからうまいことを言うねという話もありましたけれども、ぜひ市民に向けた市政をお願いしたいなと思っております。

◎2、産業振興

1、生産性向上特別措置法を受けての本市の対応について

最後の質問です。先ごろ生産性向上特別措置法が成立しております。これはどういうことかという、中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を自治体の判断で最大3年間、ゼロに措置することが盛り込まれている法律でございます。その中で固定資産税の軽減措置を行うためには、滝川市としても軽減措置の条例を制定していかなければなりません。その前提となるものがありまして、促進基本計画をつくって条例を改正していくということなのですが、この促進計画の考え方と、それから軽減するための条例の制定について伺ってきたいと思います。雨竜町におきましては、6月に早速、成立してから軽減措置を図るための条例が制定されたところであります。滝川市にとってはいつになるのかなという心配もございますので、伺っておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、生産性向上特別措置法につきましては、本年6月6日に経済産業省において施行されたところでございます。生産性向上特別措置法におきましては、導入促進基本計画を策定し、経済産業大臣から同意を得た市町村が中小企業者の策定する先端設備等導入計画を認定することにより、中小企業者が新たに導入する設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、ゼロから2分の1の間で市町村が定める範囲において軽減をさせるという特例措置を行うことができるものでございます。対象となる設備につきましては、指定設備に該当する減価償却資産を指し、機械及び装置、

器具、または備品、工具、建物附属設備、ソフトウェアに該当するものと定められております。本法律に定める導入促進基本計画の策定は市町村の任意となっておりますが、中小企業者の企業活動を促進する趣旨の法律であり、固定資産税の軽減のみならず、経済産業省が実施するほかの支援を優先的に受けられるものでございます。市といたしましては、市内中小企業者の積極的な設備投資による生産性の向上の後押しを行うべく、基本計画の策定を行うとともに、現在固定資産税の特例率をゼロとする方向で、本年第3回市議会定例会への上程を目指し、市税条例の改正に向けて準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 この法律に関しては、市内業者、9月に条例改正ですから、9月以降になるかと思いますが、ぜひ周知徹底して、これから新たに設備投資される方、企業の方々にぜひ説明していただいて、活用できるような形でお願いしたいなと思います。そのことに関する考え方をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 三上議員さんのおっしゃるとおり、生産性向上というのは、今は人手不足ということもございますので、市内企業に積極的にアピールをいたしまして、投資をしていただくような形で取り進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○三上議員 終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。まず、冒頭、昨日の大阪北部を震源とする地震におきましてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

議長のご指名をいただきましたので、以下通告に従い、質問を行っていききたいと思います。

◎1、教育行政

1、公立高校配置計画について

2、滝川西高校の校舎建て替えについて

最初に、きょうの質問全般、教育行政であります。公立高校配置計画についてお尋ねをしておきたいと思います。道教委は、2019年度から2021年度の公立高校配置計画案を公表しました。本市のある空知北学区においては滝川高校の1学級減が示され、驚いた教育関係者あるいは市民も多々いるところでございます。当市議会においても議論を呼ぶことは必至であることではありますが、このたびの1減案に対する市教委として受けとめ方をまずお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 受けとめについて答弁させていただきます。

6月5日、北海道教育委員会が公表した平成31年度から33年度の公立高等学校配置計画案で、平成33年度に空知北学区、滝川を含む地域ですけれども、滝川高等学校の1学級減が示されました。前回の計画案において、平成33年度から36年度までの4年間で滝川市を含む空知北学区で二、三学級相当の調整が必要との提示はありましたが、滝川西高等学校が1学級減になったばかりという状況もありましたので、正直驚いております。定員が維持されている状況にもかかわらず間口を減らすという提案については、市民理解を得られるものではないと考えましたので、過日市長とともに北海道教育委員会を訪問し、道の佐藤教育長と直接お会いし、計画案について道教委として説明責任を果たすよう申し入れを行ってきたところであります。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 早速道教委へお伺いしての申し入れということで、市長、さらには教育長に対し心から敬意を表するところであります。

続いての質問であります。今回の学級減は滝川西高校の学級減に続く減であります。我々議員の間からも、滝川市ばかりが狙い撃ちされているのではないかとの疑念もございます。道教委では、我々のこの不公平感、北学区内での不公平感、滝川ばかりが減少させられているというこの現状をどう捉まえているのか、認識しているのかお伺いをしておきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、滝川西高等学校は今年度から1学級減として学科転換を行ったところです。また、平成32年度には深川東高校も学科転換とあわせて1学級減になるなど、空知北学区においては中学卒業者の減に伴い、間口調整が急速に進んでいる感がございます。先般の要請訪問の際には、地域の中心市として進学校である滝川高等学校の間口を維持したいという気持ちは道教委としても理解しているとのことでしたが、一方では高校を地域の核として守りたいとする周辺市町の地域事情や配置バランスなどについても考慮しなければならないとしています。先ほどご質問のありました滝川ばかりが狙い撃ちされている、空知北学区内では不公平感という部分につきましては、7月11日に開催されます北海道教育委員会主催の地域別懇談会で改めて公立高等学校配置計画案についての考え方が示されるものと考えております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 ふんまんやる方ないという表現が適切だと思うのです。滝川市の高等学校、現在の3校体制というものが大変この地域を維持する上で重要だと、これは滝川だけの問題ではないのです。空知北学区内においても、この滝川の地に滝川高校を初めとするこういったさまざまな教育を受けられる機会があるということは大変重要なことだと私は思っております。そういう意味では決して、地域エゴで皆さんが核となる学校を自分の市町からなくしてはならない、その気持ちもわかりますけれども、子供たちに寄り添った教育を進めるためには、このような滝川高校、非常に学力の高い

高校としてこの地域でも必要とされる高校の間口削減が実施されるとすれば、この地域で生活する、教育を受ける機会を奪われてしまう高校生、子供たちもふえてくるということで、大変私は疑念を抱いているところであります。

そこで、次の質問に移るわけではありますが、このたびの計画案においては道立女満別高校と町立東藻琴高校の統合による町立新設校の設置が公表されております。道内では初めてのことでありますし、こういった動きが今後も加速していくのか、極めて興味深い動きであります。本市にも市立西高校があります。そして、道立高校が2校あるわけではありますが、今後における市内の高等教育のあり方にもこの統合の動きが大きな影響を及ぼすのではないかと考えております。現在の市内3校体制について、改めて市教委の考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

ご指摘のありました町立新設校については、それぞれの高校で定員割れが続いていたことから、教育環境の向上のため統合した上で、町立高校として存続を図ったものと思われま

す。市内3校体制についての市教育委員会としての考えということでございますが、これまでも市内の3校については道立、市立の違いはあってもそれぞれが特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを進めてきており、普通科、理数科、商業科、工業科、定時制と多様な進路が選択でき、子供たちにとって恵まれた環境にあると考えております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 現状については、ただいまの教育長の答弁のとおり理解をいたしました。

では、現時点における将来に向けたこの3校体制のあり方についてお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいま答弁させていただいたように、現状は子供たちにとって多様な進路が選択できる恵まれた環境にあるわけですから、教育委員会としてはこのような環境をこの先もしっかりと維持していかなければいけないというふうに考えております。今後も空知北学区の中学卒業生数が減っていく中、道教委の配置計画は再編統合の方向に向かっていくと思われま

す。単に学校の数の議論ではなく、子供たちにとってよりよい環境を維持していくために道教委にも滝川市の考え方をしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 教育長の考え方についてはよくわかりました。多様性が実は滝川市の教育を支えている。子供たちの選択肢を絶やさず保持していく、このような考え方でいかなければいけないと、私も共感できるところであります。このことについて、昨日道教委に教育長とともに設置者として市長も同行されているわけですから、ここでお尋ねしておきたいと思っておりますが、市長として将来における3校体制について市長のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの柴田議員の再質問でございますが、3校体制、先ほど教育長が答えたとおり、よりよい環境として子供たちの進路を幅広く支えているというふうに思っている次第でもございます。そしてまた、それぞれの学校が大変努力をして定員を維持して頑張っているところでございまして、ぜひともこの3校体制を維持すべく、私も努力してまいりたいと思っておりますし、市民の皆さん方にもご理解をいただいて、地元高校に進学をしていただくような環境をさらにつくってまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 3校体制を維持していくということに当たっては、市立西高校をこれからどういうふうに持っていくのかというのが大変重要な問題なのです。私は、前にも校舎の建てかえについてはお尋ねしました。ただ、現状の財政状況を勘案すれば、早急な対応は私の立場からいっても非常に困難だということは理解しております。ただ、その困難を承知の上でお尋ねいたします。今後の配置計画次第では滝川西高校の存続問題にさえ発展しかねません。現時点での建てかえに対する教育長のお考えについてお伺いしておきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

昨年の第3回定例会でお答えいたしましたように、教育委員会としては改修したいという強い気持ちは持っております。しかしながら、限られた財源の中でできる限りの環境を整えている状況でありまして、時期までは申し上げることができない状況でございます。ただ、決して何もしないということではなく、財源の部分につきましては市長からも文科省、財務省などをお願いするなど国にも強く要望しております。今後も当然内部協議は進めますし、国に対しての要望も引き続き行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 今回の配置計画案、先ほどの統合の問題も含めてさまざまな視点が見られると思っております。滝川市内も道立2校、市立1校、普通科が滝川高校と西高校、さらに工業高校、あるいは情報、商業系ですよね、職業関係ということで、本当にさまざまな選択肢のあるようになっているのですが、ただ西高を建てかえていかないと、これは最終的に今の校舎の現状を見るにつけ、維持がちょっと難しくなるのではないかと私はつくづく思うのです。それで、3校体制、将来にわたって道教委とさまざまな協議をする中でしっかりと教育環境を整えていかなければいけないのだろうと私は思っているのです。そこで、最後に市長にもお伺いしておきたいと思えます。市立西高校の校舎建てかえ、そして市立高校の維持、今後どのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質問でございますが、まず西高の建てかえというところに絞ってお答えしますと、何とかしてあげたいという思いの中で、申しわけないなと思っている次第でございます。現在全国各地において耐震化のほうに予算がほとんど行っておりまして、大規模改修に

関してはその後ということになっているわけでございます。文科省並びに財務省にも強く要請して、大規模改修が速やかにできるようお願いをし続けているわけでございますけれども、なかなかそれがかなわないということで、じくじたる思いであります。本年度ようやくトイレの改修だけを行うことになりまして、本当に申しわけないなと思っております。そしてまた、これから魅力ある高校として選択してもらうためには、その校舎がきれいである、または魅力ある校舎になるということが大変必要だというふうに思っている次第でございます。そういう意味からも、いつとは申し上げませんが、努力はしてまいりたいというふうに思っています。

また、その考えを進める一方、今ほどお話があったとおり、空知北学区の中にどのような学校が、高等教育があるべきなのかという議論はしっかりとしなければいけないと、そのように思っております。ですから、今の市立高校としての西高等学校が今のままでいいのかということを含めて考えていかなければいけないと思っています。地方創生と言われておりますけれども、まちづくり、人口減少を防ぐための観点で高等教育を残すのではなくて、この地域の子供たちにどのような教育を与え、そしてさまざまな道をつくっていただくかというような高等教育のあり方を他方では考えていかなければいけないと思っている次第でございます。柴田議員もいろいろお考えがあらうかと思しますので、ともに議論をしながら、また道教委にもいろいろと働きをかけながら、その考え方を広めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご協力お願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。議長のお許しを得て、質問させていただきたいと思っております。私は農業議員として、今非常に低温続きで、滝川の基幹産業でございます水稻の生育も、若干ではありません、相当おくれてございます。非常にこれからの天候の推移を心配している一人でもございます。

それでは、今回の質問につきましても、2件ございますけれども、ほぼ農業関係の質問をさせていただきますので、真摯な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、農政部と経済部の統合の成果について

初めに、市長の基本姿勢ということで、農政部と経済部の統合の成果についてお伺いをさせていただきます。前田市政1期目のときの公約の中で、今まで経済部ということでありましたけれども、農政部を新たにつくっていただき、その間いろいろと農政部として活動したと思うのですけれども、2期目のときに前副市長の提案で、滝川の産業、農業を含めて有機的に発展させるために1つの部でやったほうがいいのではないかとということで、再び再統合が行われ、現在は産業振興部の中の農政課として農業関係は動いているわけでありましてけれども、再構築された部という

ことで市内の農商工連携が本当にうまくいったのかどうかも含めて、その成果について現時点での考え方、そして今市政がどう動いているのかもご説明をいただきたいと思います。その考えはいろいろとあると思うのですけれども、市民の皆さんにわかりやすくご説明をお願いいたします。

○議 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 答弁をさせていただきます。

農政部と経済部の統合は、農政、経済部門の連携強化のため、農政部と経済部を発展的に統合し、新たに産業振興部を設置することで本市の基幹産業である農業を基軸とした農商工連携を一層強化し、農業分野での企業連携等による雇用創出を一層推進することとしたところでございます。それが農商工連携の推進によりまして、生産から販売まで切れ目のない農業振興に取り組むことにより農業の法人化や農業分野での雇用促進のほか、企業との連携による将来的な企業誘致にもつなげていきたいという考えと、農業におきましても市場が求めているものをつくるというマーケットインの視点から取り組むことが次の農業の新たな展開につながるの思いから統合したものでございます。このような考えのもと、部内においては基本となる農業振興施策を担う農政課、マーケットインの視点から農商工の連携や農業関連産業の誘致を担う産業振興課とそれぞれが役割を担い、産業振興部内での連携を図り、取り進めているところであり、その成果といたしましては株式会社夕張ツムラや株式会社松尾めん羊牧場、株式会社JCUの参入などのほか、JAたきかわ青年部によるニンニク栽培の取り組みなど、農業分野への新たな企業の参入、新規作物の導入や農産物の新たな販売先の確保など、農業関連分野での成果があらわれているところでございます。

以上でございます。

○議 長 山本議員。

○山本議員 ただいまの答弁の中で、旧畜産試験場跡地の有効利用ということで夕張ツムラに来ていただいた。そして、丸加高原の旧ひつじの館の有効利用ということで松尾めん羊牧場、そしてJCU、太陽光発電の会社でありますけれども、ワイン醸造に参入してくるとご答弁ございましたけれども、基本的には私はまず滝川市内の既存の農家の人が減らないことが滝川の経済を支える一つかなと思ってございます。その視点を含めると、今ご答弁の中では外部から入りましたというご答弁はいただいたのですけれども、滝川市内の農家を支える部分での施策について今までうまくいったかどうかもう一度ちょっと部長からお伺いをしておきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 既存の農業施策に対しての成果ということでのご質問かというふうに思いますけれども、山本議員のおっしゃるとおり、農政部門ということにつきましてはいろいろさまざまな補助金制度を含めて今取り組んでいるところでございます。また、担い手の育成並びに基盤整備の推進、そういったことも取り進めてございますし、現在課題となっておりますスマート農業の取り組みなども将来を見据えて今進める必要があるというものについては優先して取り組んでおりますので、そういう形の中で答弁とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議 長 山本議員。

○山本議員 今の答弁も含めて、まだまだ商工の連携は道半ばと私は感じてございます。そういった意味では、滝川市内の既存の農家が減らない形の中でいけば雇用とか売り上げも守れるわけがありますので、そんな中で滝川市内の新しい産業、雇用が生まれてくるのかなと思ってございます。今後の方向として、今の状態の商工連携が図れるということで、この産業振興部の体制、当面この体制で続けていくお考えのままなのかどうか、最後に市長にお伺いをしておきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの山本議員のご質問でございますが、先ほどから部長が答弁させていただいたとおり、さまざまな効果は生まれてきているというふうに私も感じております。そして、かつ今までの農業者の皆さん方に対する支援も１期目の農政部があったときと変わらずご支援をさせていただいているというふうに思っております。例えば農業塾等々、またスマート農業のための研究会も発足した。また、新しいボイラーによってサツマイモの栽培等のご支援をさせていただく等々、さまざまな形でのご支援をさせていただいていますし、情報提供もさせていただいていると思っております。現状で努力しているものがまだまだ足りない部分があるかと思いますが、さらなる努力を重ねていく考え方でありますので、体制としては現在のままで行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 わかりました。支援を期待するところであります。

◎２、農業行政

１、急激な規模拡大による農繁期の補助労働者不足について

２、ライスセンター改修問題について

それでは、次の本題の農業行政の関係に移らせていただきたいと思います。現在市内の農業につきましては、ご存じのように離農が非常に、高齢化の関係で非常に規模拡大が進んでございます。その中で、規模拡大が急速に進みますと、やはり農業というのは機械化だけで農業ができるわけではございませんので、どうしてもある一定の農作業のときには人手不足が生じます。今までは、離農したＯＢの方、離農してまだそれなりに年齢が若い方が近くにいてくれば、その人方に応援の補助要員として担っていただいたのでありますけれども、いろんな中で今はそういう方も少なくなっている。そして、先ほどＩＴとかスマート農業の話も出しましたが、本当に機械化だけではできない部分があると思います。そんな作業をするための人手の確保問題というのがこれからどうしても出てくるのかなと思ってございます。今国のほうでは、通年雇用するのであれば、外国人研修生の農業への受け入れが可能だということで新聞発表になってございますけれども、今滝川市内の農業として通年雇用する場合には、冬場は滝川市内で施設園芸等をやっている農家は非常に少のうございますので、通年雇用で例えば外国人研修生を入れるのは非常に無理かなと思っています。それらを含めて、滝川市内の農業を一年中何か仕事があるような農業、そして生産ができる農業をし

ていく、滝川の農業をもう一度再構築していく必要があるのかなと思ってございますけれども、それら雇用問題を含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 外国人研修生についてのご質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

外国人技能実習制度につきましては、発展途上国等の外国人を一定期間に限り受け入れをし、我が国の技能、技術や知識を移転することにより発展途上国等の人づくりに寄与することを目的とされているところでございます。農業分野での実習も対象とされておりますが、技能実習として通年での雇用が必要であることから、本市での活用に当たっての課題となっているところでもございます。本市におきましては、通年雇用となるいわゆる農協方式として実習生の受け入れ主体となることのできるＪＡたきかわに対しまして、制度活用の可能性について活動していただけるよう引き続き情報提供を行っていきたいと考えております。

それらを含め、通年作業がある施設園芸等の集約型農業の推進方策としてのご質問でございますけれども、本市におきましては近年農業基盤整備の推進によりまして、山本議員がおっしゃるように土地利用型の農業が進められております。これに対応したスマート農業の取り組みも始まっているところでございます。また、冬の仕事づくりにつきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトとして通年栽培が可能なハウスの導入などについても推進していくこととしていることから、昨年その導入可能性について調査を行ったもみ殻ボイラーの活用や道内試験研究機関で実証が進められております野菜の冬期無加温栽培など、新たな技術等の導入について普及センターや花・野菜技術センターなどの指導研究機関からの情報なども提供し、ＪＡにおける営農指導や販売面を含めた地域の振興作物の推進方策の検討に協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 検討するということでありましてけれども、実際にもみ殻ボイラー、私も２月に秋田県の秋田農販のもみ殻ボイラーの現場を見させていただきましたけれども、滝川市内で降雪が非常に多うございますので、大変かなと思ったのですけれども、例えば秋田県で通年栽培しているハウスは湿った雪が２メートル載っても潰れない設計のハウスですということで、これは滝川でもひょっとしたらそんなハウスが建てられるのかなと思って見てまいりましたけれども、そんな意味では滝川市として農協とタイアップして一年中物がつくれる、仕事がある農業をする場合に、ある程度モデル事業か何かを改めて起こさなければいけないのかなと思ってございますけれども、今限られた農家の方がやっておりますけれども、もう少しモデル事業や何かでそういった施設園芸の推進、もう少し実効のある推進策は何かお考えがあるのかどうか、そこだけお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 冬期間を含めての振興作物ということも１つ課題であるというふうに捉えているところでございます。山本議員が視察に行かれた秋田県の秋田農販のもみ殻ボイラーにつきましても、有効かつ、それが投資としての部分の中での費用対効果といいますか、振興作物にもよる

と思いますけれども、そういったことにつきましてモデル事業というようなことも今ご質問にありましたけれども、ＪＡたきかわの園芸振興作物につきましても協議をしながら、そういった必要があれば市としても考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　長　山本議員。

○山本議員　農業振興を含めて、これは経済振興にもつながるわけでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、最後ですけれども、ライスセンターの改修問題、これは私は何回も質問させていただいているところでありますけれども、建ててから２０年近くたつわけでありまして、皆さんご存じと思うのですけれども、建物の耐用年数は長うございますけれども、農機具、機械設備等の耐用年数は７年でございます。そんな意味では、改修しながら使っていても、中に入っている機械は農業機械ということで、ほとんど限界を超えている状況でございますので、中身の更新ということでお願いをしていたのですが、なかなか補助も決まらないということで、農協としても本来ならば農協が全部それをやらなければいけないのしょうけれども、今の状況の中では何らかの補助をいただかないとやっていけないような状況であります。そんな中で、ＪＡたきかわでは、もし国の補助がなくても最低限の設備の更新はするということで、私ども農家の方にはそんな説明があったわけでありますけれども、仮に、今国、道等に補助がないかどうか滝川市を通じて要請をされていたかと思うのですけれども、万が一というわけではないのですけれども、どこからも国、道からの補助金がない場合でも農協はやろうしているわけでありますけれども、滝川市の持ち物でありますけれども、滝川市でも何がしかの補助的なことのお考えがあるかどうか、その点だけ伺いをしておきたいと思います。

○議長　長　産業振興部長。

○産業振興部長　滝川市穀類乾燥調製施設につきましては、開設以来２０年以上が経過をしており、機械設備を中心に改修を要する部分が出てきており、昨年度もＪＡたきかわとともに改修に関する国の補助制度の活用について空知総合振興局と協議を行ったところでございます。ＪＡたきかわによる現在の施設の改修計画におきましては、改修工事が３回に分かれており、平成３２年に荷受け設備の更新を行うことが第７次３カ年計画の中で予定されております。この設備の更新につきましては、施設の処理能力に変更がないことから、空知総合振興局との協議におきましては国の補助事業には該当しないとの説明を受けております。以後の施設改修工事につきましては、現在のところ実施時期は示されてはおりませんが、処理能力向上の可能性も検討されており、ＪＡにおいても可能な限り補助事業を活用したいとの意向があることから、市といたしましても引き続き計画策定に協力するとともに、補助事業の活用に向けたアドバイス等を行ってまいりたいと考えております。

また、仮に国等の補助がない場合とのご質問でございますが、ご承知のとおり、この施設につきましては建設当時ＪＡからの要請を受け、市が事業主体となることで有利な財源を活用し建設したものであり、その後の施設の管理運営についてはＪＡに委託しており、委託契約においても改修等に要する費用はＪＡが負担することとしているところでございます。このような建設経過から、改

修につきましてはＪＡが主体となり実施していただくべきものと認識しているところであり、現時点におきましては市独自の補助についての考えはないところでございます。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今のご答弁で、国の補助のお約束の中で農協で、滝川市が代理で建てているものがありますので、当然農協で改修すべきということのご答弁でありますけれども、農協で改修すべきということは組合員、農家個々でやれということでもあります。ただ、今の市内の農業の現状を言いますと、急速な規模拡大をして農地の集積にすごくお金がかかっている滝川市内の状況がございます。個人で施設等を今建ててしまいますと、土地の代金と規模拡大のためのコストと機械のためのコストで農家が非常に、大規模経営といえども窮してしまう状況でございます。そんな中で、今後とも滝川市としても、今国の補助メニューがないということでもありますけれども、何とかいろんなメニューが生まれるように国のほうに働きかけをしていただけるかどうか、市長、そこだけ最後に聞いておきたいと思います。こんなことはあれですけれども、上京したときに農水省に寄って、何とかお願いということで言うていただけるかどうか、ひとつよろしくお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの山本議員の再質問でございますが、ライスセンターの改修は私も市長就任当初から課題でございました。どうしたらいいものかと、どういうふうに要請を上げていただいたらいいものかというふうに思ったところでございます。なかなか遅々として進んでいないのが現状だというのは、山本議員がよくご存じだというふうに思う次第でございます。ただいまの市内の農家の皆さん方の大規模化に伴う状況というのも、私もそのことはよく理解しているところでございます。改修に対して国からの補助がないという状況ではございますけれども、そういうものに関心を持ってもらい、新たなメニューをつくっていただけるよう積極的に働きかけてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも後押しをしていただきたいと思います。

以上です。

○山本議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

この辺で昼食休憩といたしたいと思います。再開は１３時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 ０時５７分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。市民、地域、あるいは関係者等の意見を聞きながら今回質問させていただきますので、率直に質問させて

いただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、市政施行60年記念事業について

2、周年事業の考え方について

ことはいろいろ記念行事がございまして、道においては松浦武四郎が北海道命名150年、それを記念しての多くのちなんだ事業が予定されていると聞いております。一方、この滝川市においては、市長の基本姿勢から入りますが、市制施行60年記念事業が行われるところでありましても、この事業に対して事業の基本コンセプト、考え方について、また事業の概要と進捗状況についてお伺いするところでございます。よろしくお願いします。

○議 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市制施行60年記念事業の基本的な考え方といたしましては、市民の発意のもとで滝川市政の発展に寄与された数多くの先人たちをしのび、深い感謝の意を表するとともに、これからの滝川市のさらなる発展を願う内容となっております。現在滝川商工会議所藤井会頭を会長として滝川市制施行60年記念事業実行委員会を組織していただき、滝川市も事務局として参画しながら、相互連携のもとで、昨今の社会情勢等を考慮し、華美になり過ぎないようにとの配慮の上、この節目の記念事業の成功に向けて準備を進めているところでございます。事業の概要といたしましては、7月8日開催の記念式典の挙行、6月15日、先週の金曜日になりますが、表彰者がプレスリリースされております記念顕彰、協賛事業の募集、功労者名鑑の発刊などを予定しており、目下記念顕彰及び記念式典の開催準備を中心に各種記念事業が取り進められているところでございます。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、続けてまいります。周年事業の考え方についてお伺いをいたします。周年事業には歴史の継承が必要な事業と考えます。市制施行60年と2年後に迎える開基あるいは開村130年に対する考え方、その違い等について伺うところでございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の中にございました2年後に迎える開村130年に関する記念事業等に関しましては、現時点ではこの場で申し上げることはございませんが、議員の質問の趣旨を鑑みますと市制施行と開村についての考え方ということだと思いますので、その点でお答えをしたいと思います。市制施行と開村につきましてはいずれも行政体の設置という点で類似するところではございますが、それぞれにその歴史的背景や設置意義が異なりますことから、これらを全く同列の趣旨で論じることは適当でないものと考えております。ただ、それぞれの趣旨を踏まえ、これらの節目を一つの契機として市民と行政が力を合わせて新たな一步を踏み出すための年とし、先人への感謝の念とこれからの繁栄への願いを共有できる機会とさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 現段階でのそういう答弁ということでございますけれども、それぞれの節目があって、市制施行については30年、50年と、今回60年ということで、開基に関しては、吉岡市政のときでしたけれども、開基88年なんていうのがあったです。平成2年には開基100年ということで、いろいろ新しい事業が起こされたわけでございます。そういうことからいって、我々は歴史の大きな流れの一コマを今演じているわけでございますけれども、そういう視点からいって周年事業、2番目に入りますけれども、滝川市史、歴史の継承ということが非常に大事な事業ではないかと思いますが、周年事業で現在滝川市史上下巻、そして続巻とあるわけですが、平成に入った歴史がつづられていないということで、平成も来年改元するということでございますので、こういう中で周年事業の中で大きな歴史の編さんが必要と考えるが、現状における考え方をお伺いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 市史編さんのご質問でございます。まちの歴史について、その背景を含めまして正確に記録、保存、そして後世に伝えていくということは、行政としての重要な役割という認識は持っているところでございます。滝川市史につきましては、上巻、下巻が昭和56年度に発刊され、続巻が平成3年度に発刊されているところであります。その後続く平成という時代の一つの時代の歴史を記録、保存をしまして市史として編さんしていくという、そのための準備作業ということで、今年度平成の年表作成と資料収集に取り組むこととして今現在作業を進めているところでございます。今議員のご指摘の今回の周年ということにはなかなかありませんけれども、市史編さんというものに取り組むとすれば、過去の例を見ましても5年なりの期間をかけていることであります。一大事業ということになりますので、相当な期間を要することですとか、全庁体制でこれは臨まなければならぬということもありますので、今後市長部局とも協議を進めていく予定としておりますけれども、組織体制ですとか発行の形、本形式なのか、デジタルデータなのか、そういう発行の形、また何年計画で進めるのかという大きな市史編さんの編集方針というものはこれからの議論になりますけれども、その際には滝川の郷土史研究会、こういう関連の団体とも十分に連携しながら進めてまいりたいというところでございます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 ただいまは教育部長が答弁されたわけですが、今後の所管となり、教育部長の今の話によるとこれはかなり時間がかかると、全庁的な体制でやらなければならぬということなのですが、今の段階では教育委員会がそれを担うということでよろしいのですか、そういう体制をつくるまで。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今のところ美術自然史館が所管となっておりますけれども、まちの記憶事業というものを所管しております。これは今持っている所管事務として進めておりますけれども、今は教育委員会内部で検討しておりますけれども、過去の例を見ますと編集体制というものは、例えば前回の例を見ますと副市長を委員長としまして、部長職全員が委員会というものに名を連ねまして、作業

部会として別組織を設けていると、その中で庁舎外の要は有識者と言われる方々に執筆を担っていただいているという体制をとっておりましたので、今の現状では我々としてはそういう体制がいいのではないかなと思っておりますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、今後市長部局と十分に協議を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。非常に大きな事業になると思うので、全庁的に行っていただきたい。そしてまた、それぞれ経験者をその中に入れていくというような形で行われるべきではないかというふうに思うわけでございます。

◎2、農業行政

1、道営土地改良事業について

2、スマート農業の普及について

3、種子法の廃止について

4、滝川市と株式会社ツムラとの地域連携協定締結について

それでは、次の農業行政に移りたいと思います。最初は、土地改良事業でございます。滝川における土地改良事業、平たく言って道営土地改良事業については非常に大きな事業であります。平成20年から、これから41年ぐらいまでの間に300億円を超える国の事業、道がそれをやり、土地改良区が実施するというような事業ですけれども、この事業の滝川市内における経済的な側面から見る貢献はすばらしいものがあるのではないかというふうに思うわけですが、事業の総体事業量、最近の夏期施工の実態、市内業者の受注割合、東滝川地区においても約70億円を超える改良事業が今行われているわけですが、この進捗状況についてお伺いします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 答弁をさせていただきます。

ご質問の本市における道営土地改良事業は、議員おっしゃるとおり平成20年度から事業が開始され、平成29年度末の時点で平成41年度までの22年間の工期を予定しており、滝川市全体では16地区が計画され、4地区で事業が完了し、6地区が継続中であります。また、今年度は新たに2地区で事業が開始される予定であり、総体事業費につきましては332億9,000万円となっているところでございます。

次に、夏期施工につきましては、平成26年度から実施され、平成29年度までの実績は面積が172ヘクタール、戸数が延べ45戸、実施面積全体の71パーセントで実施されたところでございます。このうち東滝川地区におきましては、面積が34ヘクタール、戸数が延べ9戸、実施面積全体の83パーセントで実施されました。次に、市内業者の受注割合につきましては、平成29年度実績で6地区18工区中9工区が市内業者で、割合は50パーセントとなっております。次に、東滝川地区の進捗状況につきましては、東滝川第1地区、東滝川第1西地区、東滝川第2地区の合計3地区で事業が計画され、現在は東滝川第1地区、東滝川第1西地区で事業が実施されております。3地区の総体事業費の合計は72億3,000万円であり、このうち平成29年度までに12

億5,000万円が実施されたところでございます。東滝川地区は、平成27年度から事業が開始された地区であることから、進捗率は低い状況ではありますが、今後の事業が計画どおり行われるよう、北海道などの関係機関に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

それでは、2番目、この事業は当初非常に苛酷な冬事業で、正月にまたがるというようなことで大変苛酷な施工だったのですが、大分改善されて、夏期施工、夏の間業者が施工できるというようなことになったわけでございます。ただ、夏の間事業を施工するとなると、それぞれの事業者、農家は1作とれないわけです。それで、いろいろと工夫をしているわけですが、地力増進作物、緑肥作物と言いますが、これの作付を余儀なくされるというか、そういうような形になっております。ところが、産地交付金の活用がなかなか難しくなったりしております。我々もいろいろ動いたり、国会議員の先生方に頼んだり、いろいろな動きをしているわけですが、この関係について今の状態でどのように改善されてきているのかお伺いをいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 産地交付金につきましては、国が定めるルールのもとで各地域の農業再生協議会で支援内容を設定し、取り組み要件を設定した生産者に対して交付金を交付する制度でございます。これまで本市においては、次年度に向けた地力向上に資する取り組みとして地力増進作物の作付に対する支援を行ってまいりました。しかし、今年度、産地交付金による支援は水田の収益力向上に資する取り組みに限るとする運用の見直しが行われ、所得増加に直接寄与しない作物として地力増進作物は原則交付対象作物から除外され、地域の水田農業振興の観点から北海道農水事務所長がやむを得ないと判断した場合につきまして特別に交付対象とすることができるとされたところでございます。これを受けまして、本市におきましては地域としての課題である土地改良事業実施後の地力の低下を軽減することを目的に、基盤整備終了後の地力を向上させるために地力増進作物を作付し、すき込む取り組みに対して支援を行うとする内容で、現在北海道農政事務所及び北海道と協議を行っているところでございます。6月30日までに設定内容の承認の可否が示されることとなっておりますので、内容が確定した段階で農業者の皆様への周知を予定しているところでございます。この産地交付金による地力増進作物への支援継続に向けては、農業関係団体や議員を初め、各方面から声をいただき、本市にとって重要な取り組みであることを国に対して強く訴えているところでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 この関係については、前田市長もいろいろとご理解いただき、その方面で行動を行っていただいておりますので、市長からもこれに関して見解を求めたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 私としても、ただいまの部長の答弁のとおり重要と考えている次第でございますので、

今後とも国に対して強く支援を要請してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

それでは、次のページに入りまして、3番目、東滝川地区の農業用河川、小野川、宮下川、大曲川、ポンクラ川の老朽化が進んでおり、その抜本的改修について平成25年10月24日に、きょうも関係者が来ておりますけれども、東滝川地区基盤整備促進期成会が関係機関へ要望書の提出を行いました。今回の事業に反映しているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご質問の4つの農業用河川につきましては、平成25年8月に地元関係者と空知土地改良区、花・野菜技術センターと市が合同で現地確認を行い、老朽化や劣化が著しいことを認識したところでございます。また、同年10月には東滝川地区基盤整備促進期成会から関係機関に対し、関連する河川の抜本的改修に関する要望書が提出され、これら農業用河川の改修を行うために補修箇所の把握等さらなる調査が必要であると判断されまして、本年度から北海道による地域整備構想支援調査事業が実施される運びとなったところでございます。この東滝川地区における地域整備構想支援調査事業におきましては、これらの農業用河川改修の有無について詳細な調査を行い、これまで事業が実施されている2つの地区を含め、今後東滝川地区全体についてどのような基盤整備を計画するかの検討が行われるところであり、市といたしましては引き続き地域の要望が強い農業用河川の改修について北海道や空知土地改良区等の関係機関に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 大変適切な答弁をいただきました。我々もわからなかったのですが、空知総合振興局において今言われた地域整備構想支援調査事業、この中に入らなかったらこれはできないということで、非常に重要な調査事業だと思うのです。これに関しては、関係機関、改良区、そして滝川市、あるいはそれぞれの関係者も含めて、強力にこの事業に採択してもらうべく働きかける必要があると思います。そんなことで、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。なお、この河川の改修については私も、もうかなり前ですが、平成24年の12月にこのことを当時の議会で質問しているわけですが、この関連の河川についてはこの事業でないとできないという市当局の答弁をいただいていることを申し添えておきたいと思います。

次に、スマート農業の普及に関しての質問に移ります。このような道営土地改良事業によって基盤整備が推進されている今日、耕地面積の大区画化が進んでおります。その場合、農作業時間の短縮を図るため、GPSによる自動運転システムなどスマート農業の実現が急務となっております。先ほど山本議員の質問の答えもありましたけれども、これは非常に関心の高い問題でございますので、この点について再び答弁をお願いしたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 現在本市において事業を進められております道営土地改良事業では、農業経営の

省力化や低コスト化、ＩＣＴ化の推進に対応した農業生産基盤や基盤農業施設の整備等を進めているところでございます。特にＩＣＴ化の推進に向けましては、本年４月に本市を初め、空知総合振興局や市内農業者、農業関係団体を構成員として設立をいたしました滝川市ＩＣＴ農業利活用研究会においてＧＰＳガイダンスシステムや自動操舵システムなどのＩＣＴ技術に係る情報収集を初め、生産者向け研修会や現地圃場での実証試験を行っているところであり、これらの取り組みを通して農業者の意見を踏まえながら、当地域に普及すべきＩＣ技術等について検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 今滝川市議会においても関係する議員で農業振興議員団を結成しているわけですが、先般の補正予算で経営体育成支援事業の補正があったわけですが、５１６万円ですか、この関係については今後も継続される事業なのかどうか、その点をお願いします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

さきの補正予算で可決をいただきました補助事業につきましては、国が行っている経営体支援事業でございまして、国といたしましてはこの圃場部分を入れていくというふうに聞いておりますので、継続されるものというふうに考えているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

次、３番目、種子法の廃止について。滝川市においては、古くから地方独立行政法人北海道立総合研究機構中央農業試験場遺伝資源部やホクレン滝川種苗生産センターがあります。種子法が本年３月末で廃止となり、種子の安定供給や食の安全、安心が確保されるのかどうか心配されております。今後予想される影響はないのかどうかお伺いします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 主要農作物種子法は、昭和２７年に制定され、稲、麦、大豆の種子を対象に都道府県が普及すべき優良品種の指定、原種及び原々種の生産、種子生産圃場の指定や種子の審査等を行うなどを規定したものでございます。しかし、この種子法が民間の種子開発意欲を阻害しているといたしまして、昨年の通常国会で同法を廃止する法案が成立し、本年４月１日をもって廃止されたところでございます。この種子法の廃止を受け、北海道は４月１日付で北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱を制定し、北海道がこれまでと同様の役割を担うことを規定するとともに、市内の農作物種子関連機関についても同要綱に基づき、これまでと同様の役割を担うよう指定されたことから、当面のところ大きな影響はないものと考えているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 表立ってはそういう説明なのですが、これに関しては非常に懸念する声がいろいろ聞かれるわけです。種子を制する者は世界を制するというふうに言われておりますけれども、民間参入に道を開くということのようでございますけれども、これが道の事務要領、農政部長の事務要領で規制したから、これで大丈夫だというようなことにはならないのではないかと。中央の農業団体で

もいろいろ動いているようですけれども、根本的にこういう形で大丈夫なのかと。一行政庁がそれを断ずるわけにはいかないかもしれぬけれども、前田市長、これはどういうふうに捉えているのかお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの井上議員のご質問でございますけれども、私も非常に重大な問題であるというふうに捉えているところでございまして、ほかの都府県では条例を制定したというふうにお聞きしておりますので、道においても条例を制定していただきたいという旨につきましては道議に要請をしているところでもございます。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

次に、先般滝川市と株式会社ツムラとが地域連携協定を結びました。ここに質問を書いたわけでございますけれども、答弁は現に営業している企業であり、企業戦略上あるいは企業秘密に当たらない部分で答弁していただいて結構でございます。1番、今後どのような取り組みが想定されるのかお伺いします。また、現在の株式会社ツムラの耕作面積はどの程度なのか、その土地は粘土質と聞いているが、生薬栽培に適しているのかお伺いをいたします。

今後北海道の用地借用の拡大の考え方はあるのか。また、一般農家の生薬栽培が期待されているが、農家の収益性はどの程度あるのかお伺いをいたします。一般論で結構でございます。また、株式会社ツムラとして農家戸数や耕作面積の希望はどの程度考えられているのかお伺いをいたします。

○議長 長 それでは、今要旨2問続けて質問されておりますので、要旨2問分の答弁をお願いいたします。産業振興部長。

○産業振興部長 まず、本市とツムラとの地域連携協定の締結ということで、去る5月28日、地域連携協定を締結したところでございます。今後の取り組みにつきましては、生産者向けの見本圃場の設置や生産者確保に向けた栽培講習会並びに漢方薬と健康に関するセミナーの開催などに取り組んでいく予定でございます。また、現在の畜産試験場跡地の利用についてでございますけれども、株式会社夕張ツムラが北海道より115ヘクタールを借り受けしており、順次耕作をしていると伺っているところでございます。また、土質につきましては粘土質とお聞きしておりますが、堆肥や土壌改良材などを活用しながら生薬栽培に適した土づくりを行っているとお伺っているところでございます。

次の2問目のご質問の用地の拡大であるとか、一般農家の生薬栽培、農家の収益性につきましては、株式会社夕張ツムラにおける今後の方針等ということから、それぞれの会社の事業に関することであることから答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

◎ 3、地域振興

1、東滝川地区について

次に、次のページですけれども、地域振興、東滝川地区について。直近の国勢調査において人口動態がどのようなになっているのか。また、高齢者比率を含めどのような人口推移になっているのか、まずお伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、直近の国勢調査においてというご質問でございますので、平成22年と直近の平成27年の国勢調査結果について市全体と東滝川地域の比較でお答えをしたいというふうに思います。

滝川市の総人口は、平成22年国勢調査で4万3,170人、平成27年国勢調査では4万1,192人であり、5年間で1,978人の減となります。また、東滝川地域では、平成22年国勢調査で1,134人、平成27年国勢調査では1,022人であり、5年間で112人の減という結果となっております。高齢者比率に関しましては、総人口に占める老年人口の割合であらわしますが、市全体では平成22年国勢調査で老年人口1万1,912人、高齢化比率が27.6パーセント、平成27年国勢調査では老年人口が1万3,353人、高齢化比率が32.4パーセントとなっております。5年間で老年人口が1,441人、高齢化率が4.8パーセントの増ということで、他市町村同様総人口が減少し、高齢者比率は高まっているという結果となっております。また、東滝川地域につきましては、平成22年国勢調査で老年人口が386人、高齢化比率が34.0パーセント、平成27年国勢調査では老年人口が383人、高齢化比率が37.5パーセントであり、老年人口自体は減少しているものの、総人口がそれ以上に減少しているために高齢化比率が上昇しているという結果となっているところでございます。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 東滝川だけでいいのですけれども、直近で今22年と言ったのですけれども、平成12年ぐらいからの数字がわかれば教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 総人口と同じく老年人口、高齢化比率でお答えいたしますが、東滝川地域ということで、まず総人口を順に申し上げます。平成12年国調で1,430人、平成17年国勢調査で1,309人、先ほど答弁しましたけれども、平成22年で1,134人、平成27年で1,022人。老年人口でございますが、平成12年国勢調査で327人、平成17年国勢調査で380人、平成22年国勢調査で386人、平成27年国勢調査で383人。高齢者比率ですが、平成12年国勢調査で22.9パーセント、平成17年国勢調査で29.0パーセント、平成22年国勢調査で34.0パーセント、平成27年国勢調査で37.5パーセントでございます。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

それでは、2番目に移ります。滝川市の総合計画において、前田市長は世界に誇れる国際田園都市を目指すとしています。東滝川地区はそれを実現するに大いなる要素があると考えますが、東滝川地区をその観点からどのように考えているかをお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 東滝川地域には豊かな自然環境や農村景観を初め、北海道立総合研究機構花・野菜技術センターの試験研究、技術研修機能や北海道立畜産試験場跡地などの地域資源が存在しております。また、3世代交流が活発に行われるなど、地域活動も盛んであり、市内でもコミュニティが形成されている地域であるというふうに認識しているところでございます。畜産試験場跡地につきましては、株式会社夕張ツムラによる生薬栽培や新たな事業者の参入が予定されているほか、旧東栄小学校グラウンドには国際航業株式会社による大規模太陽光発電所が設置されるなど、産業面での展開が図られているところでございます。また、北海道立総合研究機構花・野菜技術センターなど、東滝川周辺も含めた試験研究機関には農業研修で訪れる外国人研修員の受け入れにご協力をいただいているところでございます。今後におきましても、国際協力に関するものは滝川国際交流協会と連携を図り、東滝川周辺の試験研究機関や地域のご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご質問の中にございました総合計画の目指すまちの将来像を世界に誇れる国際田園都市としており、その実現に向けては都市と農村が調和する田園都市の創造が必要であり、東滝川地域においてもその役割を担うことは大切であるというふうに認識しているところでございます。総合計画におきましては、東滝川地域を地域住民が主体となって地域振興に取り組むモデル地域と位置づけており、地域の発展に向けてはさまざまな課題があると思いますが、住民の皆さんとともに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 非常に夢のある答弁をいただいたわけですが、現実的には、総合計画もそうですけれども、私が今持ってきたのは都市計画マスタープラン、このマスタープランの中における位置づけというのは、花と野菜をテーマとした地域づくり、あるいは居住環境の確保、充実を図る、高齢者が住み続け、若い世代も暮らせるまちにしようということで、壮大なビジョンをうたい上げているのですけれども、現実的には、先ほど人口調査が報告になったけれども、平成12年から27年まで約400人減っているのです。小さいところで400人減というのは、大変な高齢化率にもなってくるわけでございます。

そこで、次に質問を移りますけれども、平成18年より地域の衰退を憂えて東滝川地域美ジョン懇談会を立ち上げ、平成27年まで約20回、連合町内会を中心に懇談会を開催もいたし、その内容を2冊の小冊子に仕上げております。これがそうです。「東滝川紬」、それから最近平成27年12月にできた東滝川地域美ジョン懇談会「ほろくら郷構想」、こういうものにまとめ上げるぐらいの地域の勉強する力というか、そういうところなのです。これには市の職員も非常に一生懸命、時間外に来ていただいて、いろいろな意見も出していただきました。また、まとめ役もやっていた

だいたり、いろいろなことで貢献をしていただいたのですけれども、こういうものが行政にどういうふうに生かされていたのかについてお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 東滝川地域では、住民の皆さんが先駆けてまちづくり活動に高い関心をお持ちになり、連合町内会を母体として地域活性化に熱心に取り組まれていることは十分認識しているところでございます。地域みずからが協議の場を持ち、平成19年1月に発刊された報告書「紬」では、健康と生きがいの拠点づくり、自然と食の拠点づくり、優しい子育ての拠点づくりが3本柱として位置づけられております。この3つの柱に関連する具体的な取り組みの構想として20項目が記載されておりますが、例えばコンビニの誘致につきましてはJA東滝川店にかわる買い物拠点としてセイコーマートが outlet しており、地域と行政の協調の中で実を結んだものではないかというふうに考えているところでございます。また、地域コミュニティの核である転作研修センターの機能充実につきましては、消防分団詰所との併設により体育館を増設し、多世代が集える機能の充実を図ってまいりました。平成27年12月に発刊された「ほろくら郷構想」におきましては、高齢化が進む中での独居老人対策や福祉サービス機能の必要性等について記述されておりますが、常に地域みずからができることは何かという視点を忘れず、高齢者見守りの取り組みにも地域で着手されていることは敬意を表するところでもございます。地域の懇談会を通じて報告書にまとめられた項目は多岐にわたっておりますが、優先的な課題については地域の取り組みとあわせて、必要な行政支援についても協議をしながらともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 時間がないので、次に移ります。4番、公営住宅の関係ですけれども、4番と5番をまとめて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

先に、東滝川地区の公営住宅について、現在の空き家の状況と対策についてお伺いをいたします。それと、公営住宅の各計画は非常に立派であるけれども、東滝川については非常に現実と乖離があり、地域施策の視点が欠けていると見られるところがございます。東滝川地区の住宅施策を早める必要があると考えるが、見解を伺います。5番を先に。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 それでは、まず空き家の状況のほうを先にということでございますので、そちらのほうから説明したいと思います。空き家状況につきましては、東滝川地区の市営住宅は東滝川団地と東栄団地の2団地がございます。東滝川団地は、管理戸数が7戸あり、2戸の空き家があり、空き家率は29パーセントとなっております。また、東栄団地は、管理戸数43戸あり、19戸の空き家があり、空き家率は44パーセントとなっております。近年2団地とも入居希望者が少なく、入居率が低迷している状況となっております。その要因につきましては、他地域と同様に東滝川地域においても人口減少がその要因となっていると考えております。空き家を解消するための対策いたしましては、両団地ともすぐに入居可能であり、また単身者も入居可能な部屋があること、また建設後経過年数は経過しておりますけれども、他団地と比べまして居住面積も広く、傷みも少ない

などの団地の特徴や自然豊かな地域に立地していることを発信いたしまして、指定管理者である滝川ガスと連携をしながら、申請窓口において入居率の向上につながるようPRに努めたいと考えております。

続きまして、市営住宅の長寿命化計画に関するご質問でございます。平成29年度にまとめました滝川市公営住宅等長寿命化計画第2期は、平成30年から平成39年までの10年間を計画期間として策定したもので、団地の建てかえ計画や既存中高層団地の長寿命化計画について見直したものでございます。本計画の内容は、公営住宅会計を健全経営できる範囲において、浴室がなく耐用年数を経過した平家団地の解消と給配水管改修工事やエレベーターの更新工事など、優先度を判断しながら計画したものでございます。耐用年数を経過し、狭小で浴室のない住宅の解消は、長寿命化計画を策定して以来重点課題と考え、継続的に進めており、本計画期間内に予定している東団地、開西団地、江南団地の建てかえ等を行うことで浴室のない平家団地全て解消することができますので、事業をおくらせることなく推進したいと考えております。ご質問の東滝川地区につきましては、昭和53年から昭和58年度に建設されていることから、次期計画での対象団地となりますので、総合計画や関連計画と整合を図り、検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 この4番で現実と乖離があると言ったのは、今人口が400人減って、そして43戸のうち19戸が空き家、44パーセントの空き家。この計画、第2期で表になっているのだけでも、これでいくと建てかえだとか、そういうのをやるのは平成41年から43年。これから15年ぐらい後にそんなものをやったって、人口そのものがそこに入る人がいるかい。そんなことをやっているから、おかしいことになるのです。それで、鉛筆をなめるだけで、地域的な地域コミュニティを育成するという観点がないから、こういうことになる。

次に移ります。次ページ、6、旧東栄小学校の校舎について、平成26年第4回定例会で一般質問しましたが、今後の対応として解体か有効利用かなどについて市の考えをお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 平成26年の第4回定例会におきまして、井上議員から旧東栄小学校校舎問題として校舎の今後の考え方についてのご質問があり、当時解体に多額の費用がかかること、また解体後の跡地利用が明確になっていないことから、校舎、体育館を一括して民間企業等へ売却または賃貸し、有効活用していただくことを第一に考えているという旨の答弁をいたしたところでございます。現在も基本的な市の考え方は変わっておらず、これまでの間校舎の民間活用を進めるべく総務省の公共施設再生ナビに登録し、活用策募集を行ってきたほか、民間事業者等からの活用のお問い合わせには都度図面等の提供や現地視察の同行などを行い、積極的に対応してきたところでございます。その結果、グラウンドにつきましては民間企業による太陽光発電としての活用に至ったものの、校舎及び体育館の活用につきましては都市計画上の用途制限があること、また非耐震施設であることや老朽化の進行等により維持、改修コストがかさむなどの理由から、現在民間活用に至っておりま

せん。ご質問にあります解体につきましては、議員ご承知のとおり多額の費用がかかることが見込まれ、限られた予算の中で市内全体の建物の中から優先順位を判断することになります。危険性が特に高い場合には優先度を上げることになりますが、解体後の跡地利用や跡地の売却、賃貸の可能性、さらには解体費用の財源対策も考慮しながら判断していく必要があるというふうに考えております。今後につきましても引き続き施設の実態を把握しながら、安全面での適正管理に努めるとともに、活用策も継続して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 非常に前回の答弁を踏まえた答弁なのですが、本当にそうやってやっているのですか。6月17日、渡邊龍之議員と2人で校舎に入ってみました。ハトの死骸があり、そして何の動物かわからないけれども、アライグマでないかな、かなり大きな足跡があった。煙突は倒れ、壁はひび割れ、雪害、風害、動物の被害、そして先ほどいろいろなSNSの話もしておりましたが、人に見せるような状態でないです。本当にそういうことをやる気があるのだったら、もう少しやり方があるのでないですか。民間の人だって見に来ますよ。そして、それをやっぱり進めなければならない。そういう中で管理関係はあのままにしておくのですか。

それと、もう一つは、風の被害で大きく、台風で屋根が根室本線を越えて松本さんの田んぼまで飛んだのです。ああいうことがあったら、隣に人が住んでいるのですよ。これは危険ですよ。私はこの本会議の場で申し上げておきますから。あのままに校舎をしておくのですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、議員も中をごらんになられたというお話がありましたが、私も5月23日に校舎を一通りぐるっと中と外側と見させていただきました。議員がおっしゃられたとおり、いろいろ動物の足跡だとかという部分は私どもも十分承知しておりますし、そういった中で、先ほど答弁したとおり安全面での適正管理というの、確かにこれは十分していかなければならないというのは十分認識しております。ただ、活用策という部分からいいますと、恐らくですが、今の建物をそのまま使うということはなかなか厳しいのではないかとこの認識も一方では持っております。ですから、先ほどちょっと答弁でもお話しさせていただきましたが、跡地利用をどう活用していくかという部分にシフトしていかざるを得ないというような認識も実は持っております。その際、公共施設最適化債、壊すための起債という部分がありますが、これも今の現行制度でいうと平成33年度までの時限措置という形になっておりますので。ただ、これも壊すだけということになりますと、今の校舎、体育館等を考えますと七、八千万円程度の費用は多分かかっていくだろうと。そうすると、今の最適化債は1割は単費が必要ということを考えますと、今後の跡地利用についてある程度方向性が見出せる、そういったことを前提にそういった制度の活用という部分を考えていかなければならない。もう一方でいえば、ほかの施設、未利用施設、暫定施設をどうしていくのかという部分もあわせて考えていかなければならないという部分もございますので、この辺を総合的に勘案しながら進めていかなければならないだろうという認識は持っております。ただ、議員がおっしゃられたとおり、安全対策、また地域の環境保全という部分も、やはりこれは認識を持たなければいけ

ないというふうに思っておりますので、その点も含めて跡地についてどう進めていくのかということを考えていきたい。26年の4定のときも地域の皆さんと十分協議しながらという回答をしておりますので、その点の考え方については現在も変わっておりません。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 よろしくをお願いします。

7番目、東栄保育所についての現状はどのようになっているのか。今後についての考えをお伺いします。これについても全然、私も地域の議員だと思っていますけれども、渡邊議員に対しても一言の報告もないです。だから、そういうことでいいのですか。地域と一緒にやろうとかという市長の方針ではないのですか。このあたり現状どのようになっているのかお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川中央保育所の分園であります東栄保育所につきましては、平成27年度は13人の入所者の方がいらっしゃいましたが、29年度は7人となり、30年度では在園者3人だけが入所を希望されました。新規の入所申し込みもなかったため、30年度当初の入所希望者は3人ということになりました。その3人のうち、お二人が31年度、翌年度の小学校進学者でありまして、小学校の進学前に集団生活になれる必要があること、また3人では集団保育を行うことが困難なこと、今年度途中の入所もここ数年の状況から考えにくいことから、入所を希望した保護者に状況を説明した上で、他の希望する保育所へ入所していただくことでご理解をいただき、30年度は休止といたしました。今後につきましては、31年度現況届での入所希望、新規の入所申し込み、それらで29年度と同等の入所が見込まれるのであれば、再開所も検討いたします。ただ、定員10人の半数以下のような場合、集団保育の観点、児童の発育環境等から、休止を継続するか、あるいは廃止も判断しなければならないと考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 これは、人数的に言えばそういうことなのです。学校のときもそうだったです。学校がなくなり、保育所がなくなり、ただ地域コミュニティ、地域全体ということを考えたときに、どういう形態の保育所。保育所だっていろいろな形態があるのでないかと思います。だから、そういう新しい発想、新しい形の中で何かを起こしていくという発想がなかったら地域づくりはできないと思います。

それとあわせて、8番に進みますけれども、地域振興を進める上で行政の縦割りを廃止し、地域振興をトータルで扱う考え方、セクションが必要と考えるが、見解を問うと。全部今までそうなのです。教育委員会は教育委員会の立場、それは縦割りはいいけれども、地域をどうするか。さっきの総合計画、あるいはマスタープラン、このようになるためにはそれなりの地域の計画が必要だと思うのです。こういう考え方を取り入れなかったら、効率だけでいったら全部なくさなければいけないのです。そういうことも含めて、これは東滝川だけの問題ではないです。江部乙だって同じです。そういうことも含めて、地域のコミュニティを守るという観点からのセクションが必要で

ないかなというふうに考えるのですが、これは市長から答えをいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま井上議員のほうから、地域振興について縦割りではなくてトータルセクション、窓口をつくれというようなお話がございました。産業、教育、コミュニティ、福祉など非常に幅広い分野で地域振興というのは考えていかなければならないというわけでございます。これまでも、3地域ということでございまして東滝川、江部乙地域も含めて地域振興に向けて検討を行ってきたわけでございます。企画課を初め、市の関係職員が参加をさせていただきながら協議をさせていただいたということもあるわけございまして、関係部署が広く連携を図ることで対応してきたというふうに思っております。所管の異なる複数案件につきましてお問い合わせをいただく場合があります。できるだけご不便をおかけしないように、関係職員間で情報共有をしながら円滑な対応を心がけているわけでございます。

行政の縦割りと捉えられるような対応は避けなければなりませんし、私も常々そのように考えるよう職員に申し上げさせていただいているわけでございます。地域振興に係る全ての対応を1カ所で完結させるということは、できればそれは確かにすばらしい。理想でございますけれども、組織の機構上なかなか難しい課題でもあります。総体的には企画課が窓口としての役割を担って、常に私が申し上げておりますオール市役所によってそれを担っていくことが必要かというふうに思っております。情報の共有等々と、また先ほどから井上議員が地域の議員に対して保育所に対しての説明が足りないということもございましたので、それらを含めて情報の共有を徹底していく、そのことによって地域の声を吸い上げ、皆様とともに協議をしながら地域振興を図ってまいりたいと考える次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 オール市役所、いい言葉ですね。こういうものを含めて、そういう感覚でやってもらわないと、そのセクションだけで説明に来たら、ああ、そんな状況かなというふうに思うわけでございます。だから、トータル的な発想が必要だと思います。

◎4、教育行政

1、石碑や歌碑等について

4番目、教育行政、石碑や歌碑等についてのことでございますけれども、市内の有用な歌碑、石碑等を現地で、その場所で現地で学べるように、必要なデータをデジタル化やQRコード化するなどして滝川の魅力を情報発信するという考え方です。これは、いますごくこういうQRコードなんかが進んでおりまして、東滝川にある仁木他喜雄さんの歌碑なんか音が出る歌碑だったのですけれども、30年近くたつともう既に壊れてしまうのです。ただ、QRコード化すれば、そこでスマートフォンなり、そういう機器を当てれば復活すると、音が再現できると、そしていろいろな情報をその中に入れられると。こういうことは、今に適した、時代に適したやり方ではないかと。こういうことは60周年あるいは開基130年等を踏まえて普及していく必要があるのではないかと。なお、滝川

郷土研究会で5月17日に会議があって、私も総会に出席したわけですが、非常にこれに関しては熱い論議がされておりましたので、市のこれは教育委員会ですか、考え方について伺いをいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 石碑の関係でございます。市内の石碑、また歌碑等につきましてはそれぞれに歴史がありまして、物語があります。現在これらについて記録されているものとしましては、滝川市史の下巻あるいは続巻、このほか平成6年発行の「たきかわの石碑」という冊子の中に記載があるわけでございます。広い情報発信という面からしますと、今議員からお話がありましたQRコード化の事例としまして、東滝川駅前にある仁木他喜雄顕彰歌碑については仁木他喜雄顕彰歌碑保存会と滝川市郷土研究会が共同で民間企業と連携をしまして進めているということは承知をしているところでもございます。QRコードを通して手軽に関係資料等をスマートフォンなどで視聴できるというもので、実際に「めんこい仔馬」の音源も聞くことができるということで、とても有用な手法であるということは感じているところでございます。今後、今お話のありましたように郷土研究会でも自主事業の中でさらなる高度化の広がりについて検討されているということもお伺いをしております。ただ、市として今何ができるのかということになりますと、さあ、あしたからということは特段ありませんけれども、さきにご答弁申し上げたとおり、今後市史編さんというところの検討が進められます。その中で郷土研究会を初めとした関係団体、これらと連携をしまして歴史資料の保存、普及という観点から、どういう手法でやるのかということについては検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、以上で終わります。ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

○議 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 会派みどり、小野でございます。議長のお許しをいただきましたので、3件4項目ということで、通告に従い、質問させていただきます。お疲れの方もいますようですので、スムーズに進行させていただきたいと思います。

◎1、地域活性化

1、地域おこし協力隊について

まず、地域活性化、地域おこし協力隊について質問させていただきます。この制度が始まってから10年を迎えました。新聞等で全道各市町村の地域おこし協力隊の募集をよく見ます。空知管内では2017年度で120人の隊員がいて、道内14の振興局でトップを誇るようです。先般新聞に載っていましたが、沼田町で大阪出身の女性が3年間頑張って貯金をして、無借金で町内になかったパンの店、せきPANという店をオープンいたしました。町民として住み続けたいということと恩返しをしたいということで、そういうことを述べていました。また、先日芦別市の林業振興を担う隊員が地元の山の恵みを活用したオオバクロモジ茶と鹿肉原料の犬用ペットフードを開発して、

販売していると新聞に掲載されました。経験を生かし、土地に根づく隊員がいる一方で、仕事や人間関係になじめぬなどで任地を離れる人も多いと聞きます。空知管内の隊員も6割近くは流出しているという定着率の低いのが現状のようです。地域活性化に貢献がある中、活動内容で公益性が疑問視される事例もあるようですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略につながることをなるとも思っています。地域全体の活性化につながるよう、積極的に関与していくことが大切だと思いますが、滝川市の地域おこし協力隊の現状と動向について把握されているのかをお伺いいたします。

○議 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本市では平成26年度より地域おこし協力隊員を採用しており、これまで委嘱した12名のうち9名が任期終了、うち市内定住者は4名と把握しているところでございます。また、平成30年6月現在活動している隊員につきましては、石狩川河川敷パークゴルフ場の運営事業に1名、リンゴの栽培技術習得及び6次産業化事業に1名、国際交流国際観光事業に1名の3名でございます。ご指摘のとおり、本市におきましても委嘱した全ての隊員が任期終了後の定住に結びついているわけではございませんが、任期中は担当所管及び関係団体と隊員による業務状況の確認や相談、任期終了後の就職希望に沿った研修先の選定を行うなど、密に意思疎通を図り、市内での就業、定住の実現に向けた支援に努めてきたところでございます。任期終了後市内で起業する隊員に対しては、総務省の制度に基づき、滝川市地域おこし協力隊起業支援補助金による支援を実施しているところでございます。任期を終了し、定住している隊員のうち、既に1名がこの補助金制度を活用し起業しており、現在その他2名が起業準備に入っているところであります。起業し、定住する隊員は、いずれも任期中から市内で幅広くネットワークを構築してきており、地域活性化に向けた中核人材として今後のますますの活躍に期待しているとともに、就業、定住につながる環境づくりの支援についても引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今の私の質問の中で定着は難しいと思われる点についてなのですが、その辺の認識についてはどのように捉えているかお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 個々の事情となるときっといろいろなパターンがあるのだろうなというふうに思いますが、基本的には協力隊員が3年間の地域おこし協力隊員として活動してきた、あるいは来る前にこういうことをやろうと思ってこちらに来られているというふうに考えておりますが、そういった中で行政あるいは地域住民の方ともいろいろ支援しながら、あるいは協力をしながら進めてきているところではございますが、隊員みずからやろうとしていることとマッチングしていないという部分ですとか、地元で起業する上において資金面の問題だとか、さまざまな理由がきっとあるのだろうなというふうに思っております。ですから、先ほど答弁で申し上げましたとおり、3年間の期間中に協力隊員のやろうとしていることとマッチングする、あるいはそういう支援という部分を今後どういう形で隊員の考え、あるいは地域、行政としてその役割はどういうことができるのかということを十分連携を密にしていくということが必要なのではないかなというふうに考えているところ

でございます。

以上です。

○議長 長 小野議員。

◎2、教育行政

1、学校の制服の価格について

2、いじめ防止対策の取り組みについて

○小野議員 それでは、2つ目に移ります。教育行政、学校の制服の価格について質問させていただきます。東京都の一部の学校で、ことし春に指定の制服代金が8万円もするとの報道がありました。道内の公立学校でも制服に大きな価格差があるようですが、短期間の学校生活になぜこんな高額な制服が必要なのかということで疑問に思っています。道外では、制服が買えず、入学式を欠席、または不登校になった家庭もあったようです。家族が多く、その年次によって中には2人、3人が同時に入学するという家庭では大きな負担どころではないと思います。そこで、滝川市内の中学校と、それから滝川西高の制服の価格なのですが、資料からの抜粋によりますとそれぞれ違いがあります。市内の学校の制服の価格、メーカー、指定店などはどのようにして決められているのかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 制服の価格、メーカー、指定店の決定のプロセスというご質問でございます。

まず、制服の選定につきましては、各学校長の判断によりまして決定をしているところでございまして、制服のメーカーにつきましては各校現在同一メーカーの製品を指定しておるという状況であります。現在の制服の選定時から大幅な仕様の変更はないというようなことから、制服メーカーの見直しについては近年行っていないというのが現状でございます。指定店につきましては、制服メーカーが選定した市内販売業者を指定販売店としておりまして、毎年制服メーカーと指定販売店が協議の上、制服の価格を決定しているという状況でございます。各校においては、制服メーカーと指定販売店の協議結果を入学説明会などの場において保護者へ案内をしているという状況でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今答弁いただきました。メーカーの部分で、これは学校の判断ということで、例えば明苑とか江陵とか開西がありますけれども、制服によってある程度差異があるということは、学校長というか、学校の見えがある程度感じられるのです。江陵は江陵だ、明苑は明苑だというような学校長の判断というか、学校自体のそういう感じも受けられるのですが、例えば制服を回収して格安で販売する学校もあるのですが、滝川ではございませんけれども、道外でございますけれども、例えば制服を寄附したいという学校もあるようなのですが、これはなかなか滝川ではないようなのですが、こういうことについても学校からの声かけが必要だと思うのです。第一義的に市内の店舗を指名すべきということで、メーカーによって指定店が決まる。例えばいろんな学生服のメーカーがあります。そのメーカーによって指定店が決まるというようなことを聞いたので、その辺につい

ては店舗の指名というか、指定すべきという、その辺の見解はどういうふうな判断でしているのかお伺いしたいのですが。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 実際に販売する指定店と言われるところですが、メーカーと取引のあるお店ということになると思います。ですから、制服メーカーが何社かあって、それぞれのメーカーが例えば滝川市内であれば何々呉服店というような、そういう取引の中で指定店というふうになっていると考えております。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 それでは、教育行政の2つ目に行きます。いじめ防止対策の取り組みについてお伺いいたします。昨今、道内外の学校において多数のいじめが相変わらず横行しております。自殺にまで至るという最悪の事態も発生しています。いじめは、どこの学校においても存在すると言わざるを得ません。2016年に神戸市立中学生が自殺した問題で、友人の聞き取りメモを隠蔽したという報道がありました。いじめが放置、隠蔽されることにより自殺という最悪の事態にならないためにも早期発見と対応が不可欠であります。そのため、軽微と思われる事案でも学校、保護者、地域、行政、全ての関係者がいじめを認知し、解決に取り組む必要がある。いじめの認知は、発生件数ではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものであり、積極的に認知件数を上げることが重要と考えます。学校、保護者、教育委員会を含む行政全ての認知の度合いについてをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、ご質問に対してお答えしたいと思います。

現在学校におきましては、いじめはどの学校にも起こり得るという考え、いじめを積極的に認知していこうという考えに立ち、組織的な体制を整えて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。また、学校は保護者に対して、子供の様子に変化や不安があったときは学校を初め関係機関へ相談、またいじめ相談電話の利用を促すなどして子供の悩みや不安を受けとめ、その解消に努めるようお願いしております。教育委員会としましても、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みが一層充実していきますように、年2回のいじめアンケートの実施、いじめ相談カードの各学校への配付等を含めた支援に努めております。さらに、子育て支援分野等とも連携を図り、これに関する情報の共有に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 その中で、いじめを認知していない学校についてお伺いいたしますけれども、いじめを認知していない学校において、いじめの認知件数がゼロであったということを見ても児童生徒や保護者に向けて検証を仰ぐことで認知の漏れがないかを確認しているかどうかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめ防止についての学校の方針やいじめあるいはトラブル等はどう対応し、解決しているかなど、いじめの状況について、それからいじめの認知はなかったけれども、トラブ

ル等があった場合どう対応し、解決しているかなど、学校だより、それから懇談会等を通して取り組みの状況を説明するなど、保護者に周知しているところでございます。また、先ほどお話ししたいじめアンケートやいじめ相談等において起こった事案につきまして丁寧に聞き取り、学校いじめ対策組織等においてその状況を確認する中でいじめの認知漏れを防ぐように努めているところであります。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 先ほど答弁いただいた中で、アンケートや何かを年に2回という答弁がありましたけれども、2つ目のいじめの早期発見のためのアンケート調査が定期的に行われていますが、子供たちにとって選択式など回答しやすい工夫がなされているかどうかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめのアンケートにつきましてのご質問ですが、いじめのアンケートにつきましては児童生徒がいじめの問題で不安等を抱えている実態を把握するとともに、学校がいじめを的確に認知できるよう、年2回、先ほどお話があったように実施しております。アンケートの中身なのですけれども、どの学年も選択式となっており、内容の面では変わりはありませんが、質問の表現には若干の違いがあり、児童生徒の発達段階に適した表現を用いております。具体としましては、小学校では低学年用、1、2年用です。中学年用、高学年用の3種類、そして中学生、高校生用、これは一まとめなののですけれども、1種類ということで、計4種類でこのアンケートを実施しております。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 それでは、3つ目に行きます。教育委員会、学校、保護者、地域社会において、いじめ防止対策推進法が平成25年に成立、周知されました。また、小中学校で道徳が教科化されましたが、教育委員会や学校での同法に基づく取り組みが進んでいるのかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 まず、いじめ防止対策推進法では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために基本的な方針を定めるように示されておりますが、国、それから道の方針を受け、本市におきましても滝川市子どものいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止のための対策の具体等を示すとともに、方針に定める機関として滝川市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止に関する機関及び団体と連携を協議し、効果的な啓発活動を行っております。また、いじめ防止などのための調査研究及び有効な対策を検討するための滝川市いじめ防止専門委員会を設置しております。各学校におきましては、市の方針を受け、学校ごとにいじめ防止基本方針を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応に努めているところでございます。

続きまして、特別な教科道徳につきましては、今年度小学校で実施、次年度から中学校での実施となっております。既に小学校においては、今年度から道徳の年間指導計画を作成し、その計画のもとで授業を行っております。中学校におきましては、今年度中に小学校同様年間指導計画を作成

し、次年度からの全面実施に向けて準備を進めていく予定となっております。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 いじめ問題について大体考えていることは全部答弁いただきましたので、スムーズに進んでいます。

◎3、スポーツ振興

1、石狩川河川敷パークゴルフ場について

最後の質問になりますが、3番目、スポーツ振興ということで、石狩川河川敷パークゴルフ場についてお伺いいたします。パークゴルフ場については、私は何回も執拗なぐらい質問していますけれども、そんな質問をする中で、自分がある程度納得していかないと質問したいということなので、決してパーク協会とか、そういう方から言ってくれということではございませんので、まず先にお断りしておきます。

今期のパークゴルフ場、4月27日にオープンいたしました。私はことは少ないのです。まだ2回しか利用しておりません。オープンから1年経過した今、関係者の努力も一生懸命やっている割には、利用がちょっと伸び悩んでいるのではないかなという思いがあります。そこで、一部ですが、市内外の利用者は場所がわからず、困っている人がいるようです。名称がパークフィールド72ということで、町内の人や何かに来ると、例えば興味のない人、あるいは高齢者の方が、パークフィールド72ってどこにあるということになって、逆にパークフィールドって何と聞かれるような状況が多いということです。逆に言うと、石狩川河川敷のほうがまだ親しみがあってよく理解されているように思われるのですが、それで道順の案内なのですが、一部確認いたしました。小さいところもあるのですが、再確認の意味で要所の案内板の再確認が必要だと思います。ということで、これから今後のパークゴルフ場のあり方と、それから維持体制は雇用を含めてベストなのか、また現状の利用状況と、それから今年度の見込みについてをお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフ場の関係でございます。今年度4月27日にオープンをして、2年目のシーズンが始まったところでございます。利用状況でございますけれども、5月末現在で見ますと、延べ3,517人、昨年度は5月10日から4コースに限定しての仮オープンということで、条件は同一ではございませんけれども、昨年5月末現在で3,211人ということで、5月末では総数としてはふえているという状況ですけれども、1日当たりを見ると去年よりも下回っているという状況になってございます。また、昨年のデータでは市外からの利用者が夏場にふえる傾向があるということでありまして、ことしの6月の予約状況を見ますと、昨年6月には一件もなかった市外からのバスツアー、これは30名から40名程度のツアーですけれども、これが既に18団体入っております。認知度が徐々に広まっているのではないかなというふうにも思っておりますので、今年度利用目標ということで3万人というところを目指して、今後また営業活動にも取り組んでいきたいというふうを考えております。

また、ご指摘をいただきました案内板についてですけれども、昨年度正式オープン前に各道路の要所要所に設置をしておりますけれども、市外から来られた方の中には近くまで来て迷われるという方もいらっしゃると思いますので、この辺の看板の見直しといたしますか、点検、これらについてもPR活動ともども取り組んでいきたいというふうに思っています。また、現在主要幹線からの道路案内を動画にしまして、ホームページにアップする準備を進めているところでもございます。認識しにくい看板、それらを含めて今後どうやって広げていくかというところで取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、運営管理のあり方というご質問をいただきました。今後のあり方につきましては、先日総務文教常任委員会で指定管理者制度の導入について検討を進めていきたいということでご報告をしたところでもございます。昨年の市外からのご利用が全体の約3割を占めたということもあります。市民の健康増進のみならず、外客誘致という観点からも活用できる施設であり、他の観光資源ですとか施設などと柔軟に連携するということで今後の活性化を図ることができるという考えがありますので、今後なるべく早い時期に指定管理化が実現できるように今後進めていきたいというふうに考えております。

○小野議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時43分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員